

福島市下水道事業経営戦略  
【改定版】  
(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月

都市政策部下水道室



# 目次

---

第1章 経営戦略策定・改定の趣旨	1
1 経営戦略策定・改定の趣旨と位置付け	1
2 主な改定の概要	2
(1) 各種整備計画の更新	2
(2) 安定経営のための取り組み	2
3 対象事業	2
4 計画期間	2
第2章 事業概要	3
1 下水道事業の沿革	3
(1) 公共下水道事業	3
(2) 特定環境保全公共下水道事業	3
(3) 農業集落排水事業	3
(4) その他	3
2 事業の現況	5
(1) 施設	5
(2) 使用料	7
(3) 組織	8
3 民間活力の活用等	9
(1) 民間活力の活用等	9
4 経営比較分析表等を活用した現状分析	9
(1) 経営指標による現状分析	9
第3章 将来の事業環境	17
(1) 処理区域内の人口予測	17
(2) 有収水量の予測	17
(3) 使用料収入の見通し	17
(4) 建設改良費の見通し	18
(5) 組織の見通し	18
第4章 経営の基本方針	19
(1) 定量的な業務指標及び目標年限	20
(2) 収入増加のための具体的な取組目標及び実施時期目標	21
(3) 支出削減のための具体的な取組目標及び実施時期目標	21
第5章 投資・財政計画（収支計画）	22
1 投資・財政計画（収支計画）	22

2	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	22
（1）	収支計画のうち投資についての説明	22
（2）	収支計画のうち財源についての説明	23
（3）	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	32
3	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	32
（1）	今後の投資についての考え方・検討状況	32
（2）	今後の財源についての考え方・検討状況	33
（3）	投資以外の経費についての考え方・検討状況	33
4	計画期間における経営の見通しについて	34
第6章	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	36
	○投資・財政計画（収支計画）	37
	○用語集	51

# 第1章 経営戦略策定・改定の趣旨

## 1 経営戦略策定・改定の趣旨と位置付け

下水道は、水道電気などと同様に欠くことのできない社会の基盤施設であり、その役割及び機能は、①生活環境の改善、②公共用水域の水質保全、③浸水の防除などを目的として整備が進められてきました。また近年は、集中豪雨や大規模地震などに対する下水道施設の強靱化や、下水道施設や資源の有効利用によるさらなる環境への貢献など、下水道の役割は多様化しています。

一方、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、人口減少社会の到来や水利利用形態の変化などにより、下水道の財政基盤を支える使用料収入の減少などが懸念されています。今後は、限られた財源の中で更なる普及率の向上やこれまで整備された施設の点検・調査、老朽施設の改築・更新に対応するための体制・計画の策定が必要となってきます。

本市の下水道は、昭和38年から公共下水道の整備を開始し、下水道処理人口は約18万人に達しました。しかし、公共下水道が未整備で接続できない人や合併処理浄化槽を使用していない人が約3万人いるなど、下水道がまんべんなく普及しているとは言えない状況となっており、その普及拡大は重要な課題となっています。また、下水道整備開始から約60年が経過しており、下水道施設の老朽化や、頻発する自然災害への対策の推進が求められている一方で、人口減少が進み使用料収入の減少が見込まれる状況下で事業経営に必要な財源を確保しなければならないなど、取り組むべき課題も多様化しています。

このような状況の中、平成29年3月に策定し令和3年3月に改定した『福島市下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。なお区分するために令和3年3月改定のものを「前経営戦略」、今回改定のものを「本経営戦略」とします。）は、改定から3年が経過します。この間、『福島市下水道ビジョン』（平成27年計画策定 計画期間 平成28年度～平成37年度）「以下、下水道ビジョンという」の目標達成に向けて事業を進めてきましたが、引き続き前述した課題に対応するため人口減少などの社会情勢の変化や頻発する自然災害に対応していくとともに、3年間の実績により計画との乖離が生じた箇所の分析・修正を行う必要があることをふまえ改定を行うものであります。

## 2 主な改定の概要

### (1) 各種整備計画の更新

前経営戦略の策定後、各種整備計画の見直し等が行われましたので、前経営戦略に計上済みの事業の実施時期・費用を見直し、本経営戦略に反映しています。

### (2) 安定経営のための取り組み

公共下水道については、安定経営を行うための運転資金の確保等が改善すべき課題であるとして、財務基盤のさらなる強化を図るため、前経営戦略で示したとおり令和8年度まで資本費平準化債の借入を予定しています。

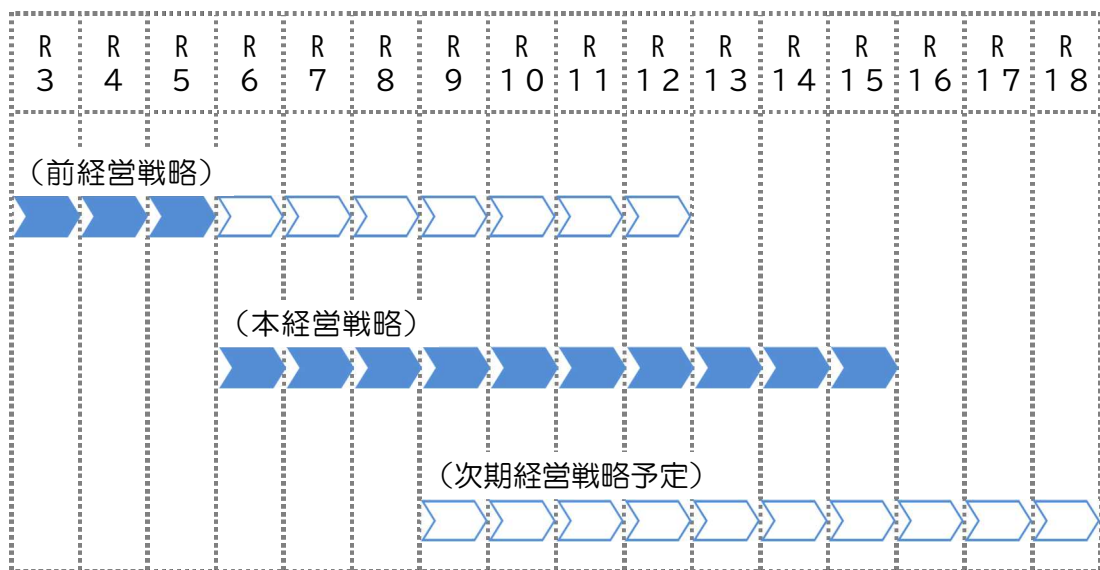
## 3 対象事業

本経営戦略では本市で取り組んでいる公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を対象としています。

## 4 計画期間

前経営戦略（令和3年度から令和12年度までの10年間）を策定してから3年が経過しており、改めて取組の方向性や財政面での見通しを明らかにしたうえで中長期的な下水道事業の経営を展望した経営戦略の改定を行い、その計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。今後も3年間ごとに「ローリング方式」で改定を行っていきます。

### 【経営戦略の改定イメージ】



## 第2章 事業概要

### 1 下水道事業の沿革

#### (1) 公共下水道事業

##### ① 汚水事業

昭和38年7月に福島駅を中心とした旧市街地594haを計画区域とした福島市都市計画公共下水道事業計画の認可を受け、同年11月合流式下水道による公共下水道築造事業に着手しました。その後、福島県の進める流域下水道事業と本市の進める流域関連公共下水道事業を推進し、計画処理区域面積、計画処理人口の拡大と下水道普及率の向上に努めてきました。令和4年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道3,868haを合わせた事業計画面積4,335haのうち91.1%にあたる3,949haが整備済みとなっています。また、令和5年度で堀河処理区の「合流式下水道緊急改善計画」に基づく合流改善事業が完了しました。

##### ② 雨水事業

市街地において、雨水の被害防止のため、雨水排水ポンプ場や雨水渠の整備を計画的に進めてきました。令和4年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道2,808haを合わせた事業計画面積3,275haのうち54.3%にあたる1,778haが整備済みとなっています。今後は信夫山排水区の浸水対策事業の進捗を図っていきます。

#### (2) 特定環境保全公共下水道事業

磐梯朝日国立公園に位置する土湯温泉町において、豊かな自然環境を保全するため、市街化区域外の下水道事業として実施しています。なお、平成3年12月に20haの事業認可を得て、平成7年10月に一部下水道の供用を開始しました。現在は施設整備が概ね完了しています。

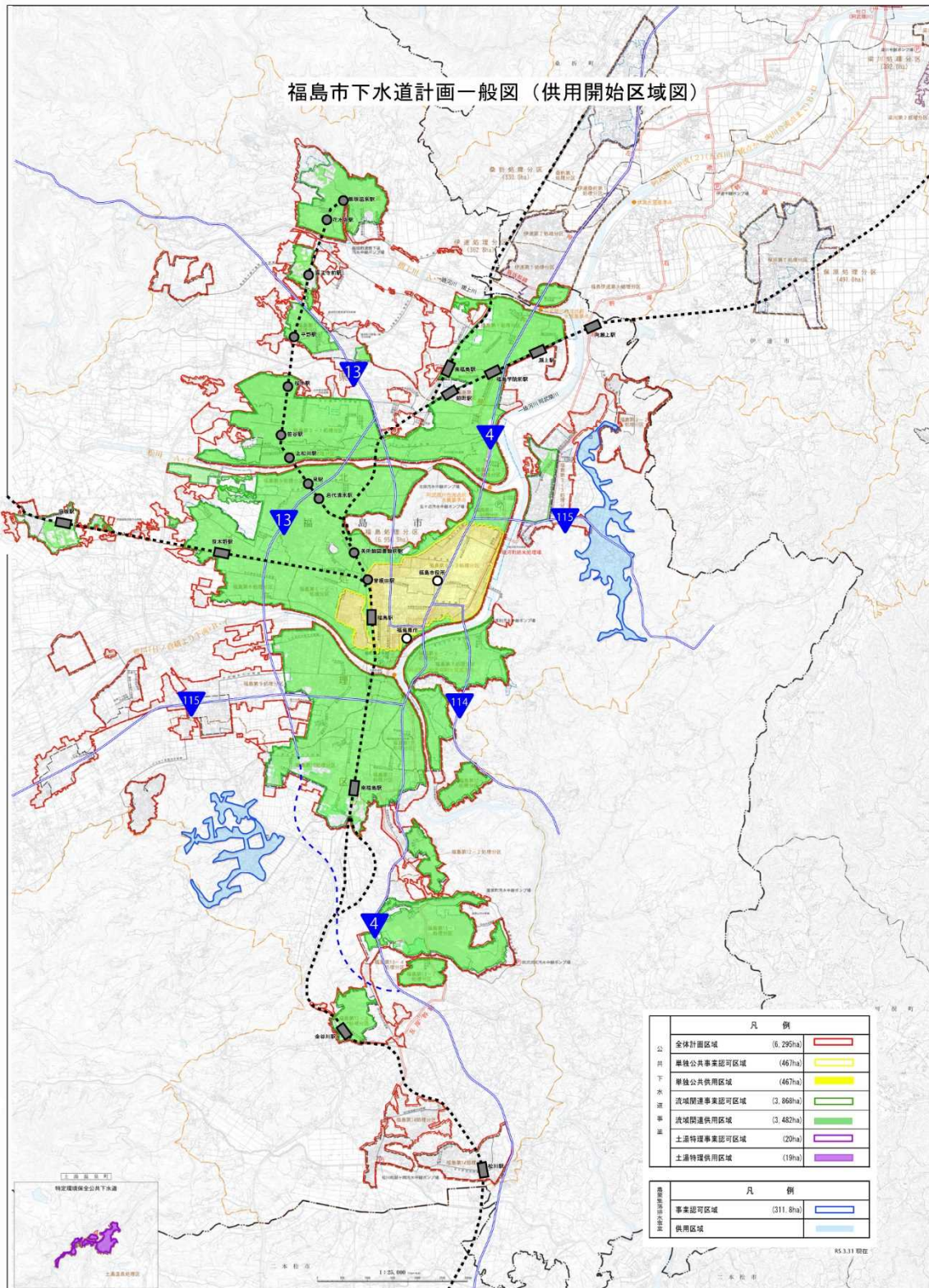
#### (3) 農業集落排水事業

農業振興地域の生活排水処理として、平成7年度に小田地区、平成10年度に山口地区において農業集落排水事業の事業採択を受けて、それぞれ98.8ha、213.0haの整備事業を実施しました。現在、施設整備を完了しています。

#### (4) その他

し尿や生活雑排水を処理する個人設置の合併処理浄化槽の普及を広める事業により水洗化率の向上を図り、水質の保全に努めるとともに都市下水路の整備を行い、下水道区域外の雨水による浸水の防除に努めています。







## 2 事業の現況

### (1) 施設

#### ① 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和46年度 (53年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	46.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1区(阿武隈川上流流域下水道県北処理区)		
処理場数	1箇所(県北浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	県事業の阿武隈川上流流域下水道県北処理区に福島市・伊達市・桑折町・国見町の2市2町が参画し、広域化・共同化を行っています。		

#### ② 特定環境保全公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (29年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	13.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(土湯処理区)		
処理場数	1箇所(土湯温泉町浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		

#### ③ 農業集落排水事業

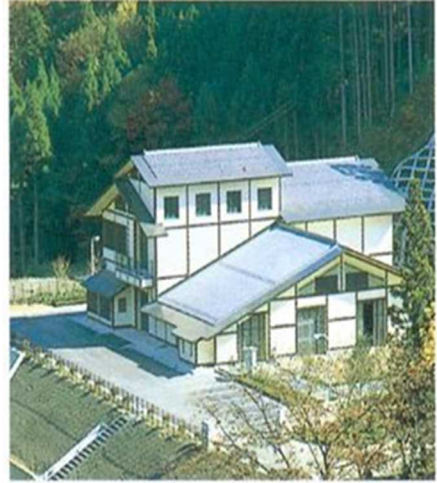
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (26年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	7.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(小田地区、山口地区)		
処理場数	2箇所(小田地区処理場、山口地区処理場)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		令和2年3月31日現在

## 【下水道処理施設】

県北浄化センター（県施設）



土湯温泉町浄化センター



## 【農業集落排水処理施設】



小田地区処理場



山口地区処理場

## (2) 使用料等

### ① 下水道使用料（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費、運営費、資本費（減価償却費及び企業債利息等）に充てるため、福島市下水道条例第16条、17条の規定に基づき、公共下水道の利用者から排除された汚水量に応じて負担していただいています。

（1か月当たり、消費税抜）

種別	区分	使用水量	使用料		
一般 汚水	基本使用料	0 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,100円		
	従量使用料 (1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき)	11 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	150円		
		21 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	185円		
		31 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	225円		
		51 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	275円		
		101 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	305円		
		501 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~	325円		
公衆浴場 汚水	基本使用料	0 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	450円		
	従量使用料※1	11 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~	45円		
温泉汚水	基本使用料	0 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~ 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	900円		
	従量使用料※1	11 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ~	90円		
井戸水のみ 使用の 一般家庭 ※4	2人まで	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,100円		
	3人	15 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,850円		
	4人	20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	2,600円		
	5人	25 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	3,525円		
	以下1人増すごとに5 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 加算し、一般汚水の料金表により算出				
条例上の使用料※2 (20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,600円	実質的な使用料※3 (20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,455円
	令和3年度	2,600円		令和3年度	3,465円
	令和4年度	2,600円		令和4年度	3,488円

※1 1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>につき

※2 条例上の使用料等は、一般家庭における20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>あたりの月額の使用料をいう。

※3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を乗じたものをいう（特定環境保全公共下水道事業を除く）

※4 井戸水を併用している場合は、一般家庭では井戸水認定水量の1/2を水道の使用水量に加算したものを使用水量とし、事業用では汚水排除量測定装置による測定水量を水道の使用水量に加算したものを使用水量とします。

### ② 下水道事業受益者負担金

下水道等の整備により利益を受けるものに対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担して頂くものです。福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定に基づき、負担金賦課対象の土地1平方メートル当たり480円を負担していただいています。

### ③ 農業集落排水施設使用料

農業集落排水施設使用料は、施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市農業集落排水処理施設条例第11条から第14条の規定に基づき負担していただいています。

#### ア 一般家庭

(1か月当たり、消費税抜)

基本料金		人員割料金	
1世帯当たり	1,300円	世帯人員1人につき	450円

#### イ 一般家庭以外(事務所、学校、集会施設等)

(1か月当たり、消費税抜)

基本料金	汚水料金	
	汚水量	1m <sup>3</sup> につき
汚水量10m <sup>3</sup> まで 1,300円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	125円
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	150円
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	180円
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	220円
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	245円
	501m <sup>3</sup> ～	265円

### (3) 組織

下水道施設の建設、維持管理を行うため、福島市都市政策部では1室3課8係43名の職員で、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に関する業務を行っています。

※令和5年4月1日現在

部・課名及び職員配置		係と主な業務
都市政策部   下水道室 (室長兼下水道総務課長1名)	下水道総務課 (14名)	◆庶務係 下水道事業及び農業集落排水事業の財務・経理などに関すること ◆普及業務係 下水道及び農業集落排水施設の使用料などに関すること ◆浄化槽係 浄化槽などに関すること
	下水道建設課 (17名)	◆計画係 下水道事業の計画策定などに関すること ◆建設第一係 下水道及び雨水渠、都市下水路の設計・工事などに関すること ◆建設第二係 農業集落排水及びストックマネジメント、合流式下水道緊急改善事業の設計・工事などに関すること
	下水道管理センター (11名)	◆施設管理係 雨水耐水池(旧終末処理場)の運営などに関すること ◆管路管理係 下水道及び農業集落排水の管路・施設の維持管理などに関すること

### 3 民間活力の活用等

#### (1) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間活用の状況 (包括的民間委託を含む)	運転・保守管理業務、汚泥 運搬処理業務等を委託
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	提案窓口設置中
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	未検討
	イ 土地・施設の活用等 (未利用土地・施設の活用等)	未検討

### 4 経営比較分析表等を活用した現状分析

#### (1) 経営指標による現状分析

総務省による「経営比較分析表」を基に公共下水道事業については、11項目の現状を分析しました。特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業については環境保全といった公益的側面が強く、事業に必要な費用を使用料収入で賄うことが難しく、一般会計からの繰入金を受けて運営をしていくことが必要であり、整備から30年未満で老朽化等の数値もゼロないし低く現状を分析することが、妥当でないため分析数値のみの表示としました。(経費回収率と汚水処理原価については現状の説明を入れました)

##### 【公共下水道事業における経営指標】

(なお、以下の類似団体平均及び全国平均は経営比較分析表における令和3年度決算の数値です。)

##### ① 経常収支比率

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となることが望ましいとされています。

本市における令和4年度の経常収支比率は112%であり、類似団体の平均値109%よりも高い値になっています。

今後も安定的に100%以上を維持できるように、総収益の増加(接続促進による水洗化率の向上、自主財源の確保)、総費用の削減(汚水処理原価の低減等)に努める必要があります。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率 (%)	112.18	109.32	107.02

## ② 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。当該指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められています。

本市における令和4年度の累積欠損金比率は0%であり、現状は望ましい姿です。類似団体によって差が大きくなりますが、類似団体の平均値は1.54%となっています。本市は今後も累積欠損金を発生させないように、使用料収入の確保に努める必要があります。

$$\text{累積欠損金比率} = \text{当年度末未処理欠損金} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	累積欠損金比率 (%)	0.00	1.54	3.09

## ③ 流動比率

流動比率とは、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標については、当該指標については、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが望ましいとされていますが、下水道事業においては、事業等投資額が多い一方で、流動資産の多くが現預金であり、料金収入も定期的により資金化が容易であるため、100%を下回っていても資金ショートを起こしにくいと考えられています。

本市における令和4年度の流動比率は、67.83%であり、類似団体の平均値63.48%よりも高い値となります。

本市では資本費平準化債を令和3年度から令和8年度まで総額35億円の借入れを計画実行しており、これにより流動比率は上昇する見込みです。

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$$



項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	流動比率 (%)	67.83	63.48	71.39

#### ④ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率とは、使用料収入に対する企業債残高（管渠施設を含む汚水処理施設の建設時の借金）の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標については、低いほど経営的には好ましいですが明確な基準はないため、類似団体との比較により、本市の置かれている状況を把握・分析することになります。本市における令和4年度の企業債残高対事業規模比率は1,097.62%であり、類似団体の平均値874.02%よりも高い値となります。

本市では、下水道施設の整備により令和4年度末の企業債残高は413億円となっています。計画期間の企業債の借入額・償還額を見通した結果、令和15年度末までに資本費平準化債の借入額を含めて271億円まで減少する見込みです。これに伴い企業債残高対事業規模比率は減少する傾向になると予想されます。

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = (\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担金}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	企業債残高対事業規模比率 (%)	1097.62	874.02	669.11

#### ⑤ 経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。当該指標については、100%以上を目標とすることが好ましいとされています。

本市における令和4年度の経費回収率は100%であり、類似団体の平均値と同値となっています。

経費回収率が100%以上となるように、今後も経費回収率の向上に努める必要があります。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料} / \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の効率性	経費回収率 (%)	100.00	100.32	99.73

#### ⑥ 汚水処理原価

汚水処理原価とは、有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（管渠施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用）及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、低いほど好ましいですが明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市における令和4年度の汚水処理原価は174.40円であり、類似団体の平均値157.64円よりも高い値となります。引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上による経営改善に努める必要があります。

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} / \text{年間有収水量}$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の効率性	汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	174.40	157.64	134.98

#### ⑦ 施設利用率

施設利用率とは、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当該指標については、高い数値が望まれますが明確な数値基準はないと考えられます。

本市における令和4年度の施設利用率63.07%で、類似団体と同程度の数値となっています。

$$\text{施設利用率} = \text{晴天時一日平均処理水量} / \text{晴天時現在処理能力} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の効率性	施設利用率 (%)	63.07	66.65	59.99

#### ⑧ 水洗化率

水洗化率とは、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理し

ている人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となることが望ましいです。

本市における令和4年度の水洗化率は93.52%であり、類似団体の平均値94.43%よりも低い値となります。

なお、水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取り組む必要があります。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の効率性	水洗化率 (%)	93.52	94.43	95.72

#### ⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいる（資産の老朽化度合）かを表す指標です。当該指標については、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示していますが明確な数値基準はないと考えられます。

したがって、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市における令和4年度の有形固定資産減価償却率は20.36%であり、類似団体の平均値35.53%よりも低い値となります。本市では、40年以上経過した管渠が189kmあり、今後は管渠に加えてポンプ場施設等についても老朽化施設の大幅な増加が見込まれます。

今後はストックマネジメント計画に基づく点検・調査の結果をもとに管渠や処理場施設の、重要度や改修の緊急性といったリスク評価を踏まえた優先順位付けや費用の平準化等を考慮した合理的な修繕・改築計画の策定を行う必要があります。

#### 有形固定資産減価償却率

$$= \text{有形固定資産減価償却累計額} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	20.36	35.53	38.17

#### ⑩ 管渠老朽化率

管渠老朽化率とは、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合（管渠の老朽化度合）を

表した指標です。当該指標については、高いほど法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができますが、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市の管渠老朽化率は7.51%です。類似団体の平均値6.01%よりも高い値となります。今後も管渠老朽化率は増えていくため、計画的な更新を進める必要があります。

$$\text{管渠老朽化率} = \text{法定耐用年数を経過した管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
老朽化の状況	管渠老朽化率 (%)	7.51	6.01	6.54

#### ⑪ 管渠改善率

管渠改善率とは、当該年度に更新した管渠延長の割合を表しており、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。当該指標については、例えば数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本市における令和4年度の管渠改善率は0.01%であり、類似団体の平均値0.22%よりも低い値ですが、本市は下水道の新設工事を行っているため、現時点ですべての管渠について更新が必要な訳ではありません。しかしながら、管渠施設の法定耐用年数は50年であり、今後50年を超える管渠が増えてくるため、計画的な更新を進める必要があります。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
老朽化の状況	管渠改善率 (%)	0.01	0.22	0.24

【特定環境保全公共下水道事業における経営指標】

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率 (%)	101.29	106.09	105.35
	累積欠損金比率 (%)	0.00	69.42	63.89
	流動比率 (%)	118.77	43.07	44.07
	企業債残高対事業規模比率 (%)	1820.10	1163.75	1201.79
経営の効率性	経費回収率 (%)	35.21	72.60	75.31
	汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	500.10	228.64	216.39
	施設利用率 (%)	28.14	42.28	42.57
	水洗化率 (%)	72.65	84.34	85.24
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	21.62	22.79	25.87
	管渠老朽化率 (%)	0.00	0.01	0.01
	管渠改善率 (%)	0.00	0.10	0.15

①経費回収率

本市における令和4年度の経費回収率は35.21%であり、類似団体の平均値72.6%よりも低い値となっています。

環境保全といった公益的側面が強く、事業に必要な費用を使用料収入で賄うことが困難な状況です。

②汚水処理原価

本市における令和4年度の汚水処理原価は500.10円/m<sup>3</sup>であり、類似団体の平均値228.64円/m<sup>3</sup>よりも高い値となっています。

【農業集落排水事業における経営指標】

項目	指標名	本市及び類似団体等の実績値		
		福島市 R4	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率 (%)	100.00	106.07	104.16
	累積欠損金比率 (%)	0.00	132.04	128.23
	流動比率 (%)	62.06	35.69	34.77
	企業債残高対事業規模比率 (%)	2496.62	791.76	786.37
経営の効率性	経費回収率 (%)	69.22	56.26	60.65
	汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	179.92	282.09	256.97
	施設利用率 (%)	42.30	66.53	61.14
	水洗化率 (%)	88.26	84.67	86.91
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	21.37	21.85	24.95
	管路老朽化率 (%)	0.00	0.00	0.00
	管渠改善率 (%)	0.00	0.05	0.03

①経費回収率

本市における令和4年度の経費回収率は69.22%であり、類似団体の平均値56.26%よりも高い値となっていますが、環境保全といった公益的側面が強く事業に必要な費用を使用料収入で賄うことが困難な状況です。

②汚水処理原価

本市における令和4年度の汚水処理原価は179.92円/m<sup>3</sup>であり、類似団体の平均値282.09円/m<sup>3</sup>よりも低い値となっています。



## 第3章 将来の事業環境

### (1) 処理区域内の人口予測

処理区域内人口は、以下の算式で推計を行っています。

$$\text{行政区域内人口} \times \text{対前年比率} = \text{処理区域内人口}$$

行政区域内人口は、「福島市人口ビジョン2020年度改訂版」に基づいています。  
行政区域内人口の減少に伴い、すべての事業において処理区域内人口も年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

事業	令和4年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
公共下水道事業	180,989	180,227	175,871	170,913
特定環境保全 公共下水道事業	245	242	227	217
農業集落排水事業	2,052	2,020	1,867	1,725

### (2) 有収水量の予測

すべての事業で処理区域内人口が減少していく見込みであることから、有収水量も減少を見込んでいます。令和15年度に令和4年度比で公共下水道事業については、10%程度、特定環境保全公共下水道事業では3%程度、農業集落排水事業では23%程度の減少が見込まれます。

単位：m<sup>3</sup>

事業	令和4年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
公共下水道事業	18,038,321	17,948,527	17,580,853	17,188,983
特定環境保全 公共下水道事業	66,780	63,412	57,784	51,780
農業集落排水事業	185,544	179,104	156,036	133,069

### (3) 使用料収入の見通し

公共下水道事業における使用料収入は、新規整備による普及拡大や核家族化などの社会構造の変化により加入口数は増加しているものの、人口減少や節水機器の普及等の影響から減少傾向であり、また、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業につ

いても同様に減少傾向で推移しています。

(税抜) 単位：千円

事業	令和4年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
公共下水道事業	3,145,837	3,130,223	3,066,101	2,997,759
特定環境保全 公共下水道事業	11,760	11,167	10,176	9,119
農業集落排水事業	23,108	22,306	19,433	16,573

#### (4) 建設改良費の見通し

本市の今後の下水道事業の施設は、公共下水道事業は令和6年度から「福島市信夫山排水区浸水対策事業(仮)」が始まることにより、令和15年度まで建設改良費は横ばいで推移します。

特定環境保全公共下水道事業は、処理場等の設備更新を令和10年度以降に予定しているため大幅な増加になっております。農業集落排水事業については令和5年度に処理場設備の一部更新を予定している他に令和6年度以降も見通しとして上げています。

単位：千円

事業	令和4年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
公共下水道事業	2,086,495	5,813,233	2,708,042	2,559,095
特定環境保全 公共下水道事業	4,510	0	137,000	87,000
農業集落排水事業	4,510	22,331	8,370	8,370

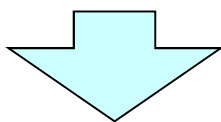
#### (5) 組織の見通し

令和5年度で完了した合流改善事業による維持管理方法の変更や、令和8年度以降の補助事業の動向など、業務内容及び業務量に応じた組織の見直しを行います。

## 第4章 経営の基本方針

福島市の総合計画において下水道事業の個別計画に位置付けられた下水道ビジョンは、良好な自然環境や生活環境を保全し、豊かな住みよい環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。この中で、基本理念「環境にやさしい美しいまちを目指して」を実現するため、基本項目である「柱1 美しいまち」「柱2 安全で安心なまち」「柱3 住み続けるまち」の3つの柱をもとに、それぞれの柱に具体的な施策として基本方針を定め、下水道事業を推進しています。

### 福島市下水道ビジョンの基本理念 「環境にやさしい美しいまちを目指して」



#### 柱1 美しいまち（環境負荷低減のまちづくり）

「美しいまち」は、環境負荷低減のまちづくりを推進するものです。  
汚水処理の普及拡大や合流式下水道の改善事業による公共用水域の水質保全、下水道資源の有効利用による環境への負担軽減を目指します。



#### 柱2 安全で安心なまち（防災・減災のまちづくり）

「安全で安心なまち」は、防災・減災のまちづくりを推進するものです。  
頻発する大雨等に対応する雨水管理システムの構築、地震に強い下水道システムの構築により災害に強い安全なまちを目指します。



#### 柱3 住み続けるまち（持続可能なまちづくり）

「住み続けるまち」は、持続可能なまちづくりを推進するものです。  
下水道施設の適正な維持管理と長寿命化、効率的な経営手法の導入による経営基盤の強化、また、普及推進活動の推進等による市民の下水道に対する理解により持続的な下水道事業を推進し、将来に向け住み続けることができるまちを目指します。



基本項目「住み続けるまち（持続可能なまちづくり）」の下水道経営基盤の強化を具現化するために、以下のとおり（１）から（３）の目標を設定します。

## （１）定量的な業績指標及び目標年限

### 【経営目標】公共下水道事業

項目	指標名	目標数値（↑以上↓以下）			望ましい方向
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
経営の健全性	経常収支比率（％）	112.18	109.39	108.99	↑
	累積欠損金比率（％）	0.00	0.00	0.00	↓
	流動比率（％）	67.83	80.37	210.32	↑
	企業債残高対事業規模比率（％）	1097.62	874.02	669.11	↓
経営の効率性	経費回収率（％）	100.00	100.00	100.00	↑
	汚水処理原価（円/㎡）	174.40	174.00	174.00	↓
	施設利用率（％）	63.07	-	-	-
	水洗化率（％）	93.52	96.30	99.24	↑
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％）	20.36	33.40	43.83	↓
	管渠老朽化率（％）	7.51	6.01	6.54	↓
	管渠改善率（％）	0.01	0.22	0.24	↑

### 【経営目標】特定環境保全公共下水道事業

項目	指標名	目標数値（↑以上↓以下）			望ましい方向
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
経営の健全性	経常収支比率（％）	101.29	100.00	100.00	↑
	累積欠損金比率（％）	0.00	0.00	0.00	↓
	流動比率（％）	118.77	1129.73	1091.38	↑
	企業債残高対事業規模比率（％）	1820.10	1201.79	1163.75	↓
経営の効率性	経費回収率（％）	35.21	35.00	35.00	↑
	汚水処理原価（円/㎡）	500.10	500.00	500.00	↓
	施設利用率（％）	28.14	28.14	28.14	-
	水洗化率（％）	72.65	67.84	63.59	↑
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％）	21.62	34.60	44.52	↓
	管渠老朽化率（％）	0.00	0.00	0.00	↓
	管渠改善率（％）	0.00	0.00	0.00	↑

【経営目標】 農業集落排水事業

項目	指標名	目標数値（↑以上↓以下）			望ましい方向
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
経営の健全性	経常収支比率（％）	100.00	100.02	100.03	↑
	累積欠損金比率（％）	0.00	0.00	0.00	↓
	流動比率（％）	62.06	84.71	1064.74	↑
	企業債残高対事業規模比率（％）	2496.62	791.76	786.37	↓
経営の効率性	経費回収率（％）	69.22	60.00	60.00	↑
	汚水処理原価（円/㎡）	179.92	179.00	179.00	↓
	施設利用率（％）	42.30	42.29	42.29	—
	水洗化率（％）	88.26	82.99	76.59	↑
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％）	21.37	35.89	47.82	↓
	管路老朽化率（％）	0.00	0.00	0.00	↓
	管渠改善率（％）	0.00	0.00	0.00	↑

## （２）収入増加のための具体的な取組目標及び実施時期目標

①支払に支障の無い範囲で、安全かつ有利な資金運用や看板広告を設置することによる営業外収益の確保を令和6年度から実施できるか調査検討に入ります。

②民間資本を活用した太陽光発電システムを下水道施設等に設置し、営業外収益の確保を実施できるか、令和6年度から調査検討に入ります。

③経費回収率100%を維持できるよう令和8年度から3年ごとに、原価計算表を用いて資産維持費を算入した使用料の算定を行い、更に、水準を見極め適切な料金改定の判断を行っていきます。

## （３）支出削減のための具体的な取組目標及び実施時期目標

①委託費等（警備業務・薬品購入等）の削減を目指して、契約の一本化や方法等の委託内容の見直しに令和6年度から着手します。

②費用の削減を目指して、ウォーターPPPを実施できるか令和6年度から調査検討に着手します。

## 第5章 投資・財政計画（収支計画）

### 1 投資・財政計画（収支計画）

38から47ページに示しているとおりです。

### 2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### （1）収支計画のうち投資についての説明

##### ① 污水管渠整備

本市の污水管渠整備については、平成8年度の79億円をピークに、年間の污水管渠整備費は減少傾向にあり、令和4年度は8億円となっています。

下水道ビジョンで定める汚水処理の普及実現のため、整備計画に基づき事業費を算出しています。

##### ② 雨水管渠等整備

過去に大雨等で浸水被害が発生した箇所や、内水ハザードマップによる内水による浸水が起りやすい地区について、既存排水路の改修や雨水管渠等の整備を実施しています。

##### ③ 耐水化

防水扉の設置や電気設備の上階への移設等により、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保して、市民生活への影響を最小限に抑えるため、雨水排水ポンプ場等の耐水化を実施しています。

##### ④ 改築

###### ア 管渠系

管渠系の改築は、法定耐用年数に達している、または、老朽化が進んでいる管渠やマンホールポンプの改築・更新が主な事業となります。事業費は、ストックマネジメントによる点検・調査結果や今後の修繕見通しにより必要な改築費を算定し、投資額の平準化を図っています。

###### イ 施設系

施設系の改築は、処理場や污水・雨水ポンプ場において法定耐用年数に達している機械設備について更新を行うもので、資産調査結果等や今後の修繕見通し及び現場の点検



調査結果などから必要な改築費を算定し、投資額の平準化を図っています。

### ⑤ 耐震化

令和6年1月に発生した能登半島地震で下水道施設等が甚大な被害を受けたことを踏まえて、施設等の耐震化事業を計画的かつ迅速に実施できるよう投資・財政計画に反映しました。

#### ア 管渠系

管渠については、重要な幹線管渠の耐震化を見込んでおり、老朽化対策やストックマネジメントによる改築・更新と併せて実施することで効率化を図り、投資額の平準化を図っています。

#### イ 施設系

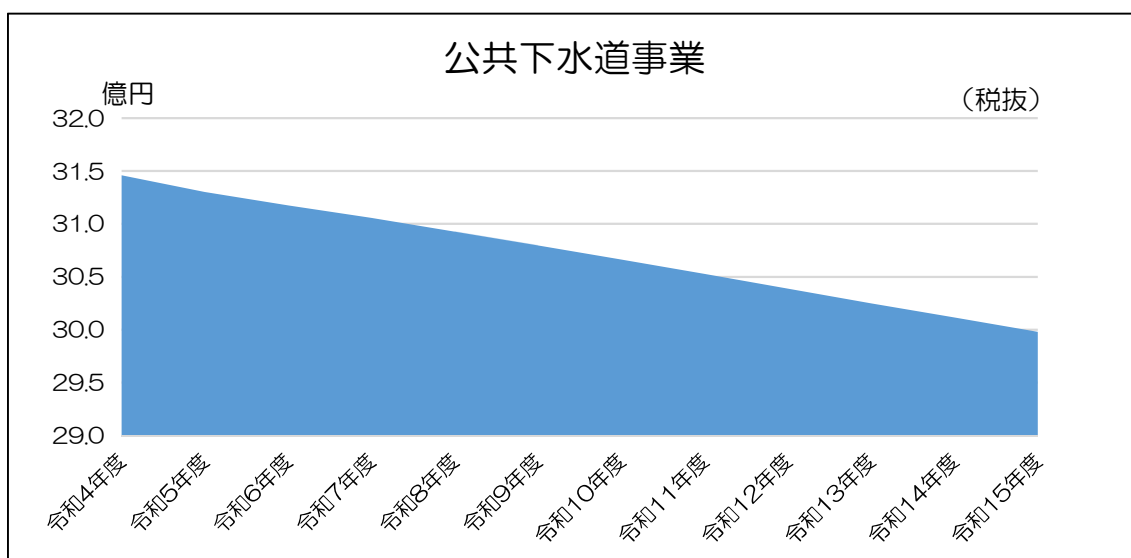
施設の主なものは、防災拠点建築物となっている下水道管理センター管理棟について耐震化を見込んでいます。また、耐震性の確保が必要な雨水・汚水ポンプ場や土湯温泉町浄化センターについても耐震化を見込んでいます。

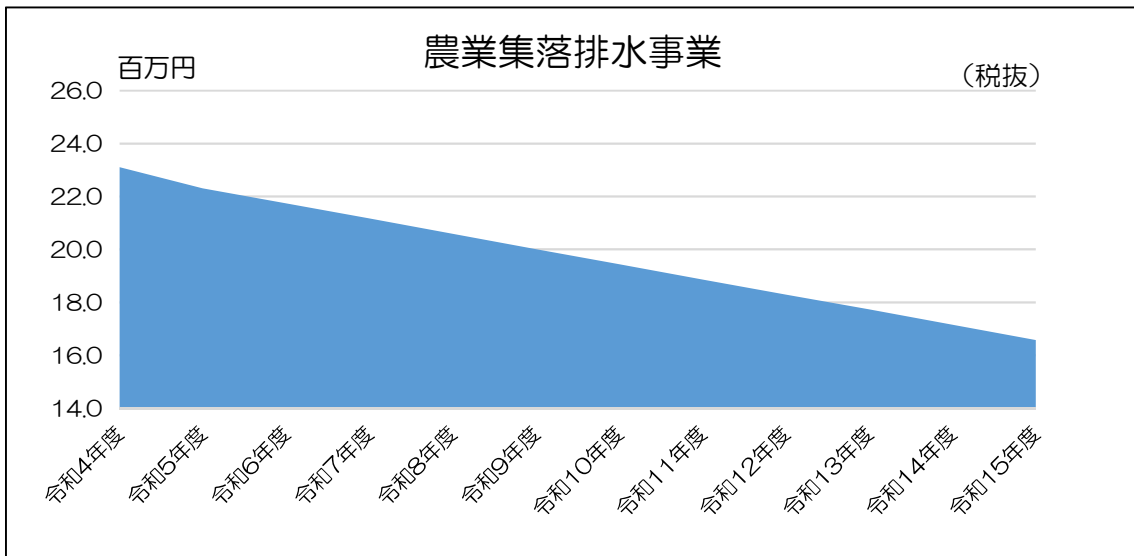
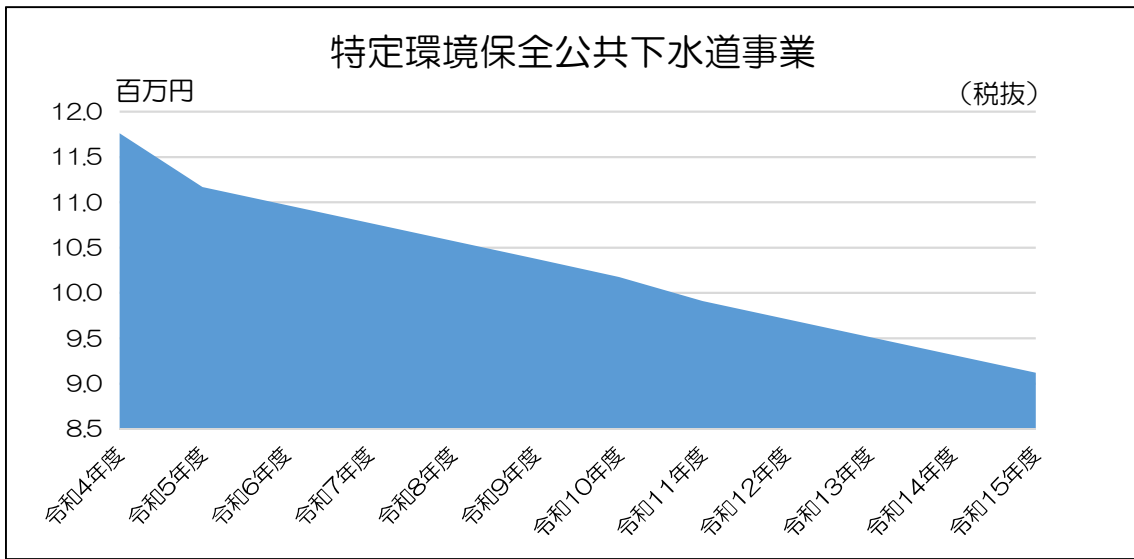
## (2) 収支計画のうち財源についての説明

### ① 使用料収入の見込み

使用料収入は「水洗化人口×1人当たり使用水量×使用料単価」により算定しており、計画期間においては現状の使用料水準で見込んでいます。

人口減少の影響により有収水量が減少していく見込みのため、これに比例して使用料収入も減少していく見込みです。





#### ア 水洗化人口・水洗化率の見込

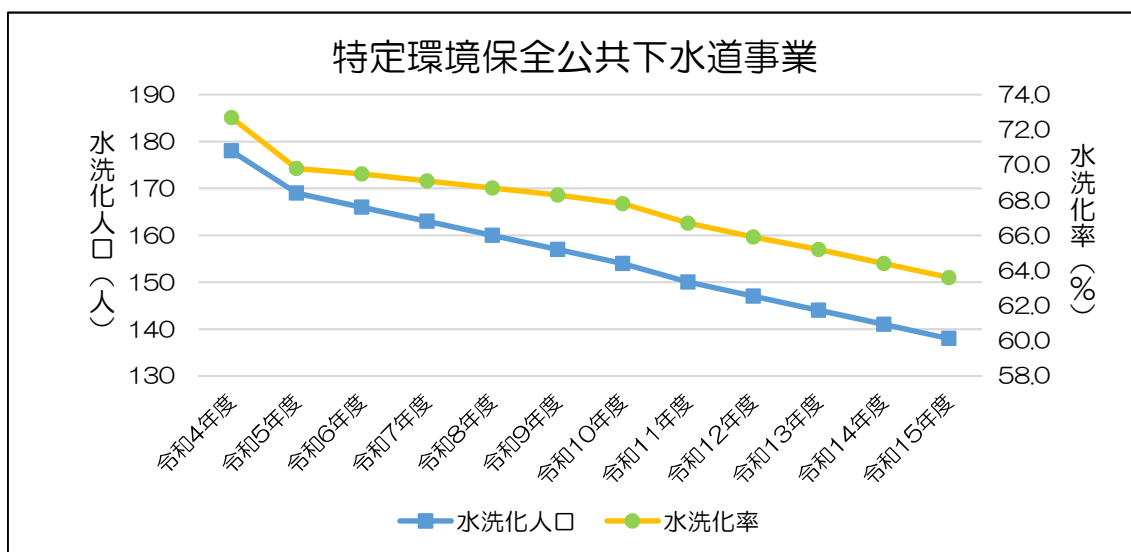
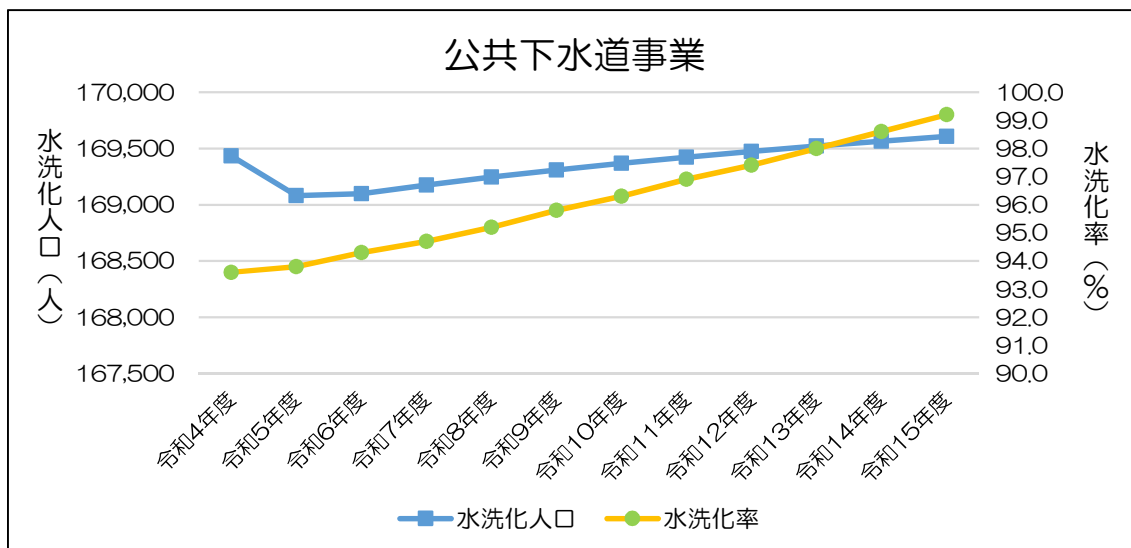
公共下水道事業の水洗化人口は本市の行政区域ごと、また特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業は事業実施区域の水洗化人口の過去実績をもとにした将来推計値を見込んでおります。

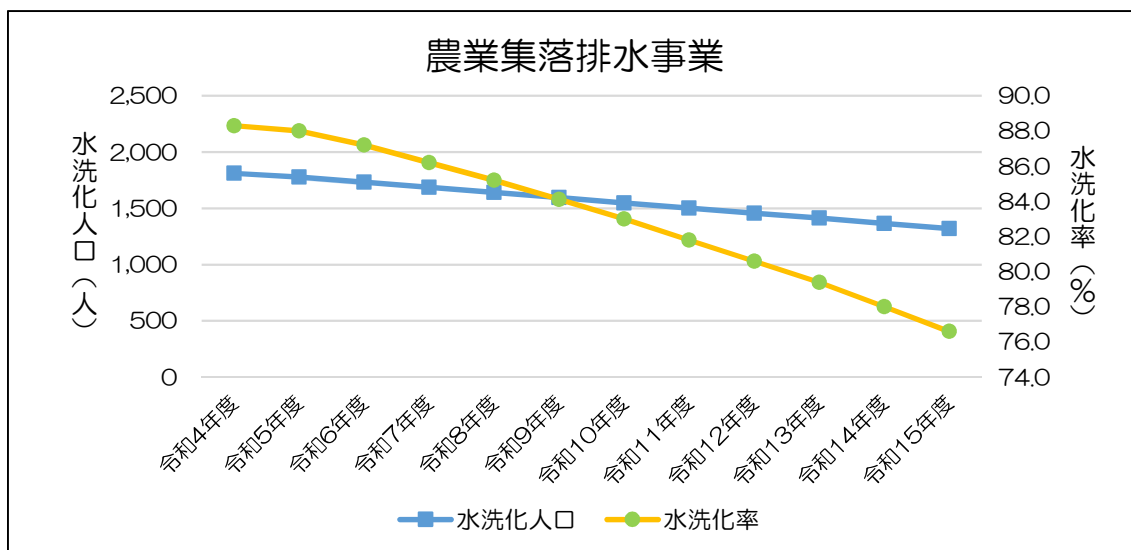
なお、水洗化率を算出するに当たり、本市の推計人口は減少する見通しであることから、各事業の処理区域内人口も減少すると試算しました。

この結果、公共下水道事業は新規に管渠整備を行っておりますので、水洗化人口は微増となる見込みです。一方で新規の管渠整備が了している特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業では水洗化人口は、減少する見込みとなっています。

これをもとにした水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口）は、水洗化人口の減少よ

りも処理区域内人口の減少の度合いが高いことから、公共下水道事業では増加する見込みとなっています。





#### イ1 人当たり使用水量の見込

令和元年度から令和4年度までの公共下水道事業の1人当たり使用水量(有収水量÷水洗化人口)の実績は横ばいにあります。この1人当たり使用水量には人口減少や経済活動を含めた使用実態が反映されたものでありますが、令和2年度からは新型コロナウイルスによる巣ごもり需要等の特殊事情があったため、将来値は推計人口の傾向を踏まえて減少傾向で推計しています。

処理区域が小規模である特定環境保全公共下水道事業は、温泉事業者等のサービス業が使用水量の多くを占めている地域です。また、農業集落排水事業は、企業活動の影響を受けにくい農業振興地域であることから、公共下水道事業のように1人当たり使用水量を減少傾向とはせず、令和4年度の実績と同値で使用料を算出しています。

事業	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公共下水道事業	106.5m <sup>3</sup> /人	106.2m <sup>3</sup> /人	106.0m <sup>3</sup> /人	105.3m <sup>3</sup> /人

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定環境保全公共下水道事業	362.5m <sup>3</sup> /人	372.3m <sup>3</sup> /人	391.7m <sup>3</sup> /人	375.2m <sup>3</sup> /人

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農業集落排水事業	92.4m <sup>3</sup> /人	104.4m <sup>3</sup> /人	104.0m <sup>3</sup> /人	102.2m <sup>3</sup> /人

### ウ 使用料単価の見込

使用料単価は、一般家庭や事業所等の使用水量に応じた従量使用料等の状況を有収水量1㎡当たりの使用料に表したものであるため、直近の使用実態を捉えた令和4年度の実績と同値としています。

(税抜)

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共下水道事業	177.1円/㎡	172.7円/㎡	173.2円/㎡	174.4円/㎡

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定環境保全 公共下水道事業	191.1円/㎡	196.1円/㎡	187.0円/㎡	176.1円/㎡

事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農業集落排水事業	130.1円/㎡	117.6円/㎡	120.1円/㎡	124.5円/㎡

## ② 企業債

### ア 建設改良費の財源に充てるための企業債

補助・起債・市費事業の事業内容に応じた建設改良事業の財源をそれぞれ国庫補助金50%、県補助金2%（起債事業）、受益者負担金5%（新規布設事業）で算定し、不足する財源を企業債の借入額として見込んでいます。なお、企業債の借入れに該当しないものは、手持ち資金または一般会計からの繰入金を財源に見込んでいます。

### イ 資本費平準化債

公共下水道事業では短期的な債務に対する支払能力の向上と事業運転資金（補てん財源）の安定的確保が経営上の課題となっていました。この課題を解消するため、新たに令和3年度から令和8年度の間総額35億円の資本費平準化債の借入れを見込み、令和3年度と令和4年度に借入れを行い、流動比率は令和4年度に67.83%となり類似団体平均と同程度まで上昇しました。また、事業運転資金（補てん財源）も令和15年度までに60.3億円まで増加する見込みです。なお、短期間かつ必要額のみ資本費平準化債の借入れに留めていることから、これに伴う企業債償還の負担増加を含めても健全な状態で経営が可能であると見込んでいます。

## 【公共下水道事業の流動比率】

福島市R 4	福島市R 1 5	類似団体平均	全国平均
67.83%	210.32%	63.48%	71.39%

※類似団体平均及び全国平均はR3の数値

## 【公共下水道事業の事業運転資金（補てん財源）】

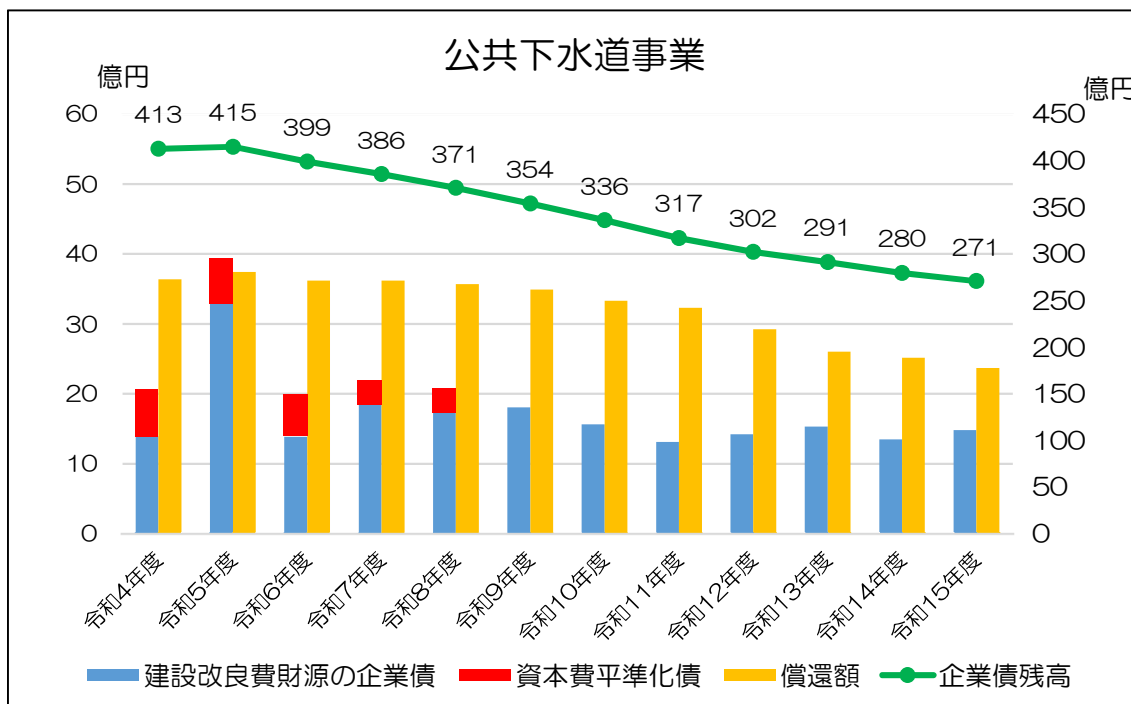
単位：億円

令和4年度（決算）	令和7年度	令和12年度	令和15年度
24.9	30.1	35.0	60.3

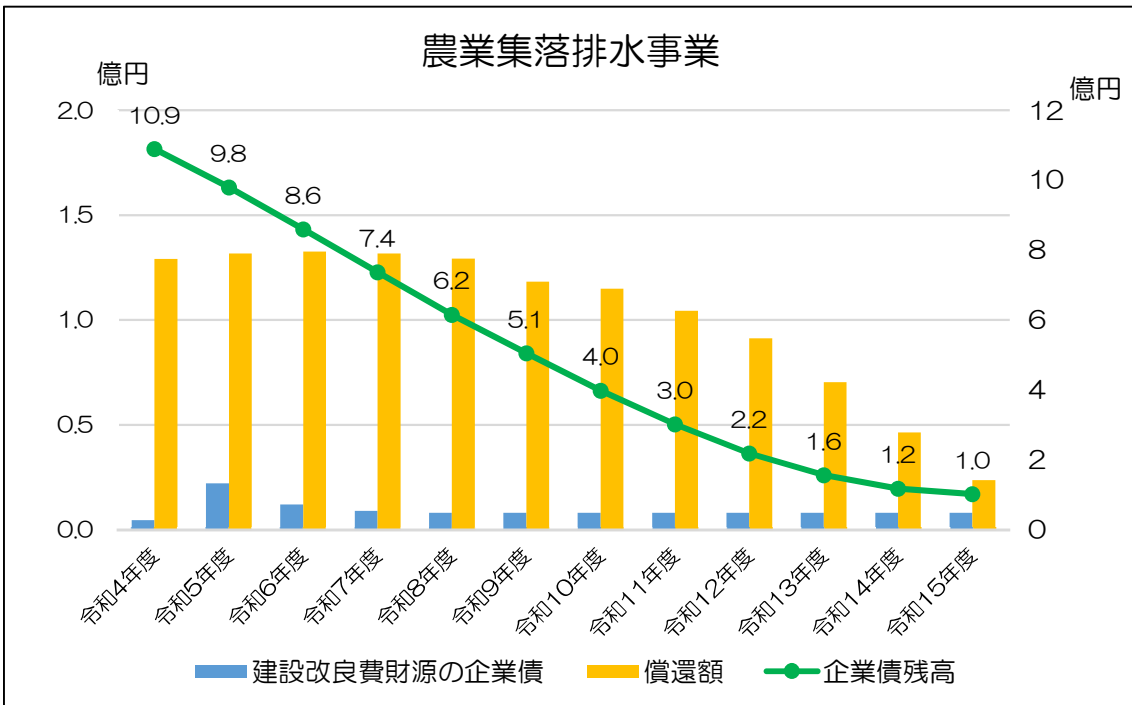
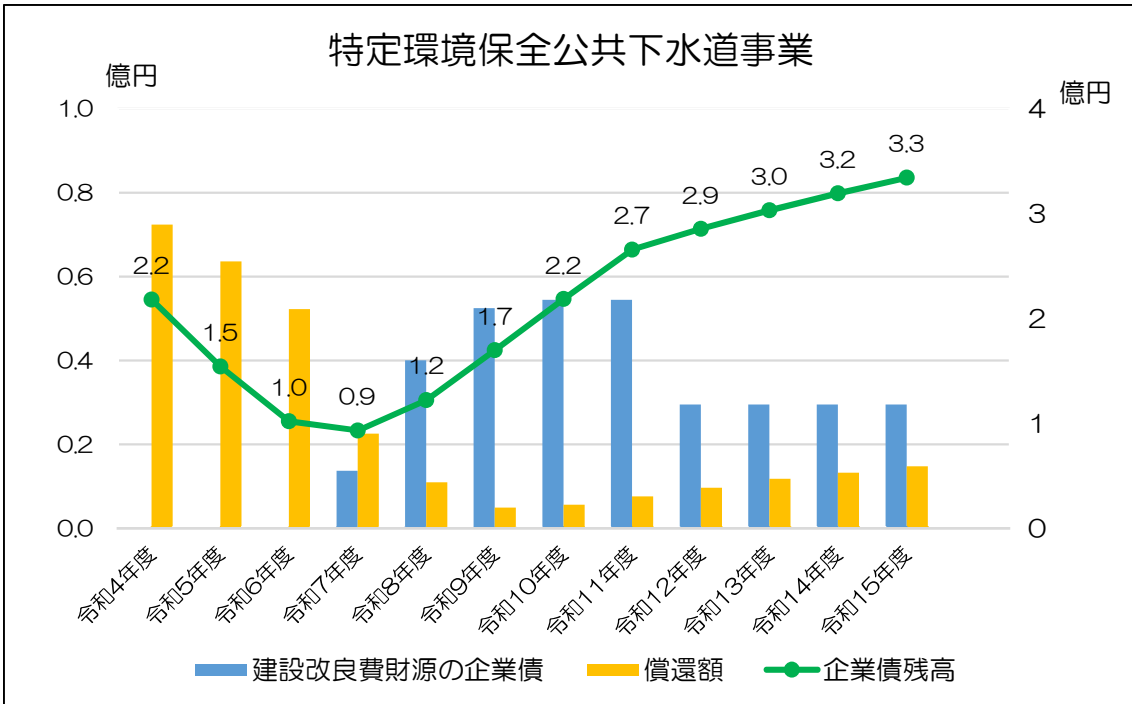
これまでの下水道施設の整備により、令和4年度末の企業債残高は、公共下水道事業で413億円となっています。計画期間の企業債の借入額・償還額を見通した結果、令和15年度末では資本費平準化債の借入額を含めて企業債残高は271億円まで減少し、これに伴い支払利息も減少傾向となる見込みです。

なお、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業は、自然環境の保全や農業振興地域の水質保全といった公益的側面が強いため、一般会計から資金不足分の繰入金を受けて運営している状況です。資本費平準化債を借入れたとしても事業の規模が小さく償還の資力が無いため、公共下水道事業と同様の効果は得られないことから導入をしないこととしています。

## 【企業債借入額・償還額・企業債残高の見込】







### ③ 一般会計繰入金

#### ア 基準内繰入金

基準内繰入金は、総務省より通達されている「地方公営企業繰出金について」の繰出基準に基づき算定した金額を見込んでいます。

## イ 基準外繰入金

各事業年度の収入不足分について、基準外繰入金として見込んでいます。

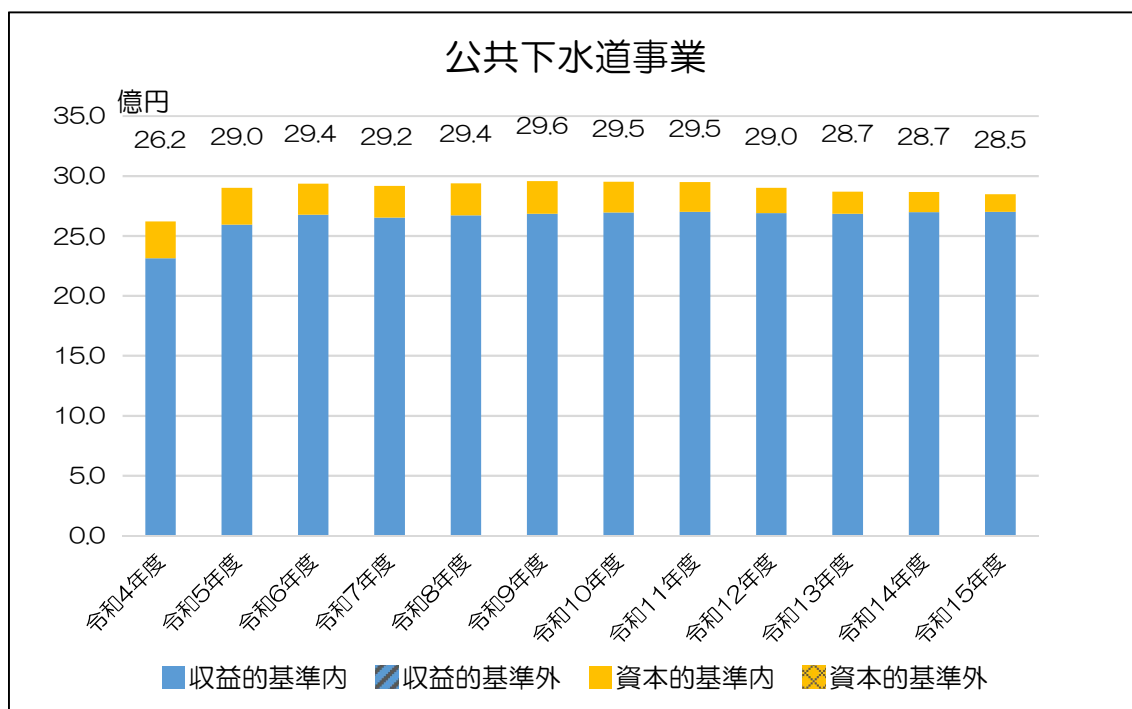
このため、投資・財政計画の基準外繰入金を算定するうえで当期純利益や資金余剰が発生する場合は、基準外繰入金は見込んでいません。

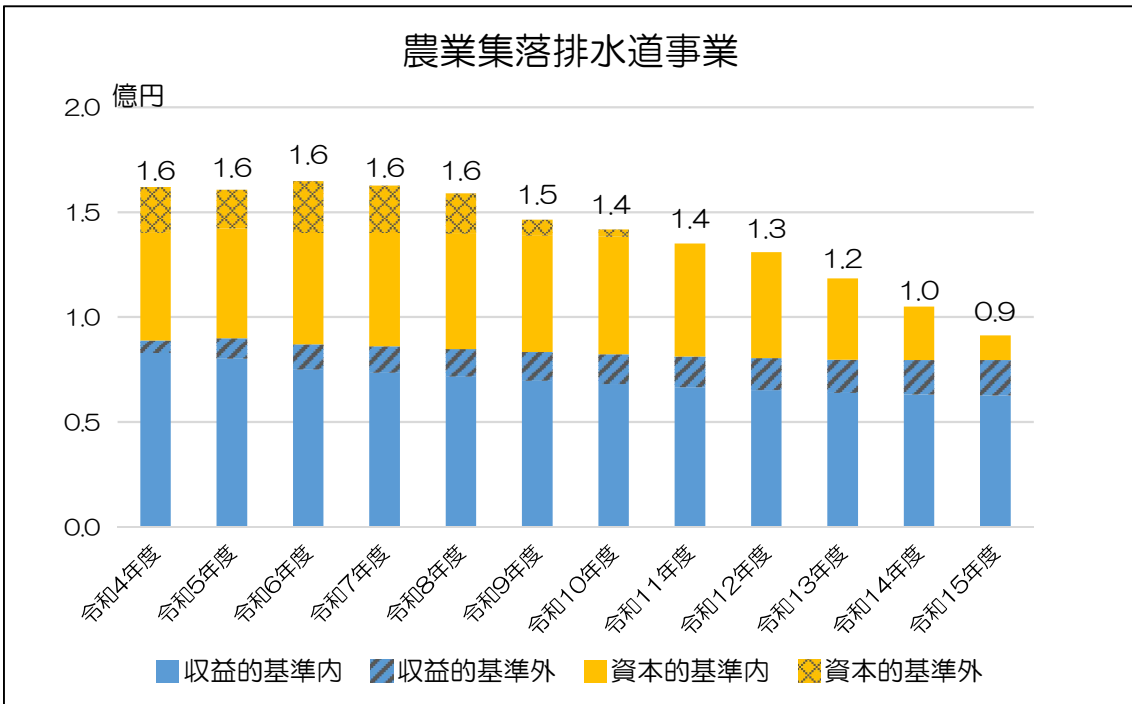
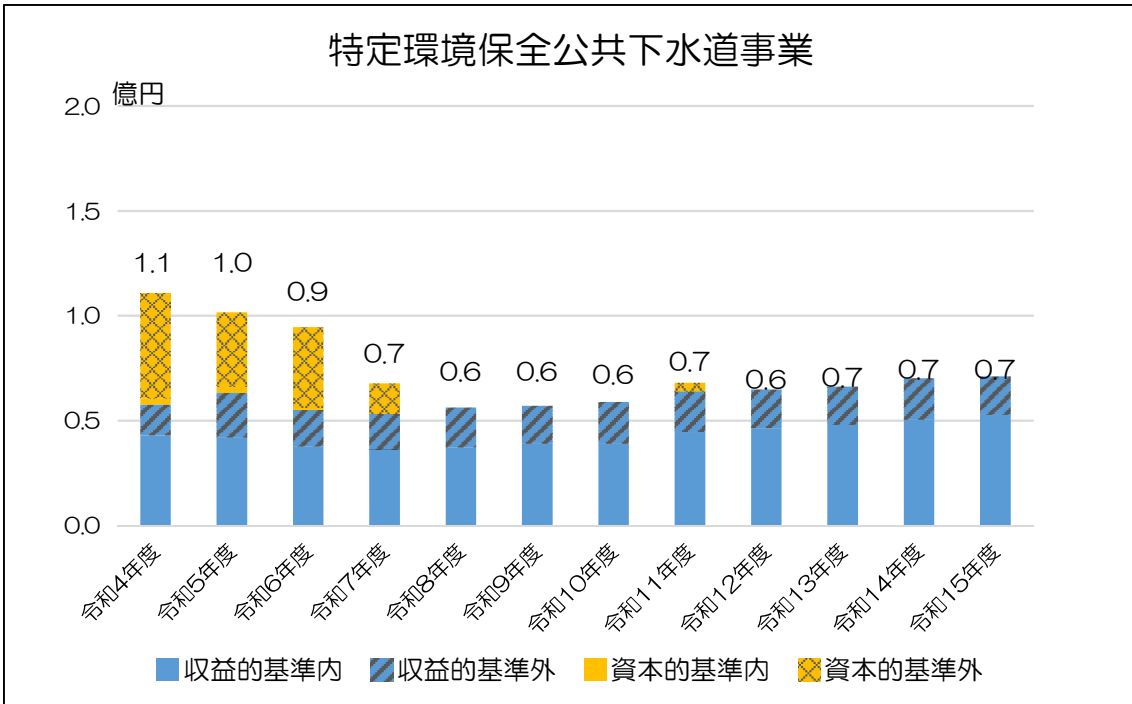
公共下水道事業については、令和3年度から令和8年度にかけて資本費平準化債の借入れを計画的に実行しており、令和3年度から基準外繰入金が消滅され自立した経営を行っています。

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業においては、企業債元利償還金が減少傾向にあり、建設改良の収支不足分としての基準外繰入金は計画期間中に無くなりますが、経営活動の中で純利益を計上することが困難な収支状況であり、その不足分を補う基準外繰入金を継続して受けながら運営する必要があります。

## 【一般会計繰入金の見込】

下のグラフのうち、費用の性質が事業の経営活動に当たる繰入金を「収益的基準内・外」、また建設改良に当たるものを「資本的基準内・外」として表しています。





#### ④ その他の事項

計画期間における国庫補助金等の投資の財源は、現行制度が継続するものとして算定しています。

### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、主に令和5年度決算見込値をベースとして本計画で推計した変動要素を考慮するなどにより、令和6年度から本計画の最終年度である令和15年度までの試算を行いました。

各項目の算出方法については、以下のとおりです。

#### ① 職員給与費に関する事項

現在の職員数を維持するものと想定し、令和5年度決算見込を最大値として一定で見込んでいます。

#### ② 動力費及び薬品費に関する事項

令和5年度決算見込を最大値として、変更要素を考慮して見込んでいます。

#### ③ 修繕費及び委託料に関する事項

管渠に関する修繕費は、管渠延長見合いで算出しています。また、管渠に関する委託料は管渠延長見合い、使用料徴収に関する委託料は処理水量見合いで算出しています。その他の修繕費及び委託料は令和5年度決算見込みを最大値として、変更要素を一部考慮して見込んでいます。

#### ④ 減価償却費に関する事項

令和5年度取得分(決算見込)及びこれ以降の新規取得分を踏まえて算出しています。

#### ⑤ 未収金、未払金及び貸倒引当金に関する事項

令和4年度決算の実績率を基準として算出しています。

## 3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

---

### (1) 今後の投資についての考え方・検討状況

#### ① 広域化・共同化・最適化に関する事項

本市では、福島県が実施している流域下水道事業に県北2市2町の一員として参画し下水道整備を進めています。本市の中心部にある堀河処理区は、当初は本市の単独事業で整備を進めていましたが、流域下水道事業への参画とともに、その整備進捗に合わせ、阿武隈川上流流域下水道県北処理区は順次、流域下水道に接続し広域化への取り組みを進めてきました。また、公共下水道事業認可区域外の市街化区域においては、合併処理

浄化槽の整備を促進する「合併処理浄化槽整備重点区域」を設け、補助制度の拡充を実施しています。

今後は、人口減少が進む中で持続可能な污水处理の仕組みづくりを進めるため、令和5年度「農業集落排水事業最適整備構想」と令和7年度に計画している「農業集落排水事業維持管理適正化計画」の結果を踏まえて、公共下水道への接続に向けた検討を行っていきます。（維持管理適正化計画で公共下水道接続の検討となります。）

さらには「福島市污水处理施設整備等長期計画」に基づき、共同化を図ること及び污水处理施設整備手法の最適化により効率的な污水处理に努めていきます。

## ② 投資の平準化等に関する事項

現在、昭和38年より整備されてきた堀河処理区の管路について、段階的に管路の点検調査や改築事業を進めていますが、下水道施設全体としては、処理場・ポンプ場の機械・電気設備等についても改築更新等の老朽化対策を進めることが喫緊の課題となっています。

そのため、令和元年度からストックマネジメントに必要な下水道施設の点検・調査・計画策定を進めています。今後も投資の平準化をしつつ改築更新サイクルを延長することで総合的な下水道施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めていきます。また、順次情報を整理しながら耐震化や耐水化の計画と併せて最適な改築方法を図ります。

## (2) 今後の財源についての考え方・検討状況

### ① 使用料の見直しに関する事項

本市では概ね3年から5年ごとに使用料改定の検討を行っています。

令和2年度に設置した下水道等事業運営審議会に使用料のあり方について諮問し、5年間料金は据え置きとの答申を得ていますが、3年ごとの経営戦略改定においては中長期的な経営状況の見通し等も踏まえ、使用料改定の必要性について確認していきます。

### ② 資産活用による収入増加の取組について

支払に支障の無い範囲で、安全かつ有利な資金運用や看板広告を設置することによる営業外収益の確保を令和8年度までに実施できるか調査検討に入ります。

## (3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

### ① 民間活力の活用に関する事項

自主財源の確保として、民間資本を活用した太陽光発電システムを下水道施設等に設置し、営業外収益の獲得を令和10年度までに実施できるか調査検討に入ります。

また、費用の削減を目指してウォーターPPPを令和7年度までに実施の有無を判断します。

## ② 職員給与費に関する事項

投資・財政計画（収支計画）では、現在の職員数が継続するものとしていますが、今後、老朽化した下水道施設が増え続ける見通しの中で、事業内容は建設投資中心から維持管理や改築・更新へのシフトが求められています。時代の変化に即した組織の見直しを図るとともに事業継続に必要な人員について適正な人員配置となるよう、適時見直し・検討を行います。

## ③ 動力費に関する事項

現状、下水道事業では、多くの電力を使用していますが、今後の施策として処理場やポンプ場の機器の改築計画時には、高効率型・省エネルギー型機器の導入についても検討し消費電力の削減に努めます。

## ④ 修繕費に関する事項

ストックマネジメント計画の活用により、将来に向けた下水道施設の適正な維持管理に努め、施設の延命化と修繕費の平準化に取り組みます。

## ⑤ 委託料に関する事項

委託費の削減を目指して、施設ごとであった契約の一本化や点検回数や方法等の委託内容の見直しに令和6年度から着手します。

# 4 計画期間における経営の見通しについて

---

公共下水道事業においては、人口減少の影響により使用料収入は緩やかに減少しますが、主に企業債残高の減少に伴い支払利息が減少するため、一定程度の純利益を継続して計上できる見通しです。また、引き続き資本費平準化債を借入れることで、それによる短期的な債務に対する支払能力（流動比率）は大幅に改善することが見込まれます。併せて、この計画期間中に見込まれる投資の財源となる純利益や減価償却費などの事業運転資金（補てん財源）についても安定して確保できると見込まれます。さらには、令和3年度から一般会計から資金不足分の繰入金を受けずに自立した経営を行っており、今後も安定した事業経営ができると見込まれます。

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、いずれも処理区域内人口が少なく、処理区域内人口密度も低いいため、公共下水道事業の使用料水準と大きな差が無い現状の使用料では、維持管理費用等を賄えず採算性が低い事業となっています。それぞれ自然環境の保全、農業振興地域の水質保全といった公益的側面が強い事業であることから、引き続き資金不足分を一般会計から繰入金を受けて運営を継続していく必要があります。一方、投資の財源においては、建設時の元金償還が進み、計画期間中に資金不足分の繰入金を受けずに事業経営が可能となる見通しです。

なお、本経営戦略は、主に令和5年度中の決算見込をベースに試算しており、今後の社会動向の変化や実績との乖離が著しい場合には、経営のあり方や事業手法の見直しを行います。

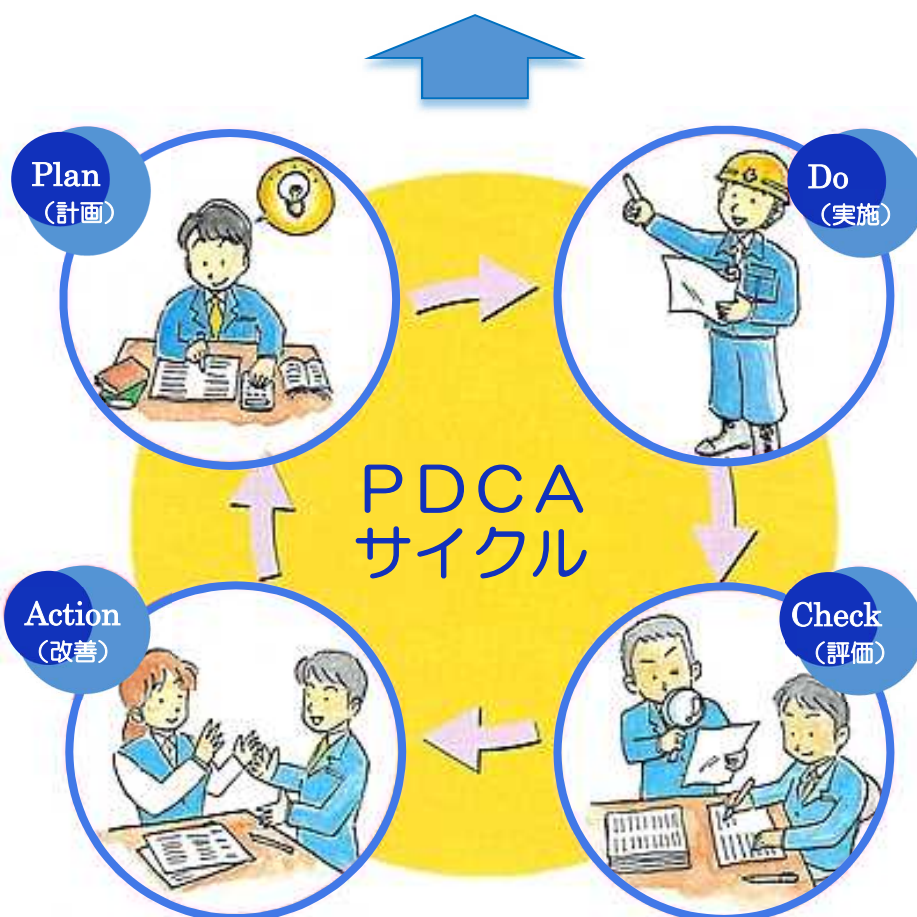


## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗管理と収支構造の更なる適正化に向けて、概ね3年ごとの下水道使用料体系・水準の検討時期に合わせ事後検証・見直しを行います。

また、PDCAサイクル（①計画の構築（Plan）、②事業の実施（Do）、③目標達成状況の確認・検証（Check）、④見直しの改善（Action））を行い、必要に応じて経営戦略の改定や見直しを図ります。

～環境にやさしい美しいまちを目指して～



## 投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度	令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度 （ 計 画 ）	令和7年度 （ 計 画 ）	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	3,616,834	3,639,700	3,619,745	3,608,075	
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	470,032	508,539	501,349	501,714	
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(4) そ の 他	965	938	938	938	
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金	3,571,081	3,771,866	3,809,484	3,792,566	
		他 会 計 補 助 金					
		そ の 他 補 助 金					
		(2) 他 会 計 負 担 金	1,842,991	2,085,849	2,175,895	2,150,700	
	的 収 入	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	1,608,261	1,685,666	1,633,136	1,641,413	
		(4) そ の 他	119,829	351	453	453	
		収 入 計 (C)	7,187,915	7,411,566	7,429,229	7,400,641	
		1. 営 業 費 用	5,716,250	6,270,426	6,189,746	6,194,243	
	収 支 出	(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	138,948	142,387	142,387	142,387
			退 職 給 付 費	71,724	72,806	72,806	72,806
そ の 他			67,224	69,581	69,581	69,581	
(2) 経 費			1,711,746	2,092,924	2,031,698	2,023,234	
支 出	動 力 費	修 繕 費	125,488	107,118	109,021	109,021	
		そ の 他	57,210	38,591	50,747	50,665	
		(3) 減 価 償 却 費	1,529,048	1,947,215	1,871,930	1,863,548	
		3,865,556	4,035,115	4,015,661	4,028,622		
2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息	691,214	637,388	598,464	565,565		
	(2) そ の 他	680,096	637,388	559,644	527,105		
	支 出 計 (D)	11,118	0	38,820	38,460		
	6,407,464	6,907,814	6,788,210	6,759,808			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		780,451	503,752	641,019	640,833		
特 別 利 益 (F)		460,549	1	1	1		
特 別 損 失 (G)		98,230	72,145	1,425	1,425		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		362,319	-72,144	-1,424	-1,424		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		1,142,770	431,608	639,595	639,409		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	2,748,102	2,665,053	2,984,980	2,946,148		
	う ち 未 収 金	804,514	789,800	614,400	637,098		
	流 動 負 債 (K)	4,051,314	3,957,889	4,029,952	3,898,092		
	う ち 建 設 改 良 費 分	3,743,042	3,617,382	3,619,283	3,567,622		
流 動 負 債 (K)	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	289,692	321,927	392,089	311,890		
	累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	—	—	—	—		
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (L)	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,616,833	3,639,699	3,619,745	3,608,075			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )	—	—	—	—			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	3,616,833	3,639,699	3,619,745	3,608,075			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )	—	—	—	—			

## (収支計画)

(単位：千円、%)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
3,602,488	3,612,858	3,606,023	3,593,237	3,579,740	3,570,628	3,569,423	3,563,108
3,092,554	3,079,437	3,066,101	3,052,518	3,038,732	3,024,716	3,011,378	2,997,759
508,996	532,483	538,984	539,781	540,070	544,974	557,107	564,411
938	938	938	938	938	938	938	938
3,820,835	3,828,595	3,846,115	3,859,686	3,839,396	3,819,770	3,817,364	3,808,323
2,161,596	2,151,035	2,155,233	2,161,216	2,148,947	2,139,655	2,140,153	2,136,872
1,658,786	1,677,107	1,690,429	1,698,017	1,689,996	1,679,662	1,676,758	1,670,998
453	453	453	453	453	453	453	453
7,423,323	7,441,453	7,452,138	7,452,923	7,419,136	7,390,398	7,386,787	7,371,431
6,234,005	6,270,460	6,301,030	6,321,968	6,318,166	6,317,539	6,328,452	6,330,643
142,387	142,387	142,387	142,387	142,387	142,387	142,387	142,387
72,806	72,806	72,806	72,806	72,806	72,806	72,806	72,806
69,581	69,581	69,581	69,581	69,581	69,581	69,581	69,581
2,016,318	2,008,269	2,002,026	1,993,629	1,986,478	1,978,569	1,971,087	1,964,500
109,021	109,021	109,021	109,021	109,021	109,021	109,021	109,021
50,913	50,976	51,229	51,319	51,571	51,662	51,894	51,964
1,856,384	1,848,272	1,841,776	1,833,289	1,825,886	1,817,886	1,810,172	1,803,515
4,075,300	4,119,804	4,156,617	4,185,952	4,189,301	4,196,583	4,214,978	4,223,755
547,993	529,343	511,330	492,247	470,392	455,625	445,134	432,632
509,269	490,432	472,264	453,082	431,401	416,698	406,024	393,463
38,724	38,911	39,066	39,165	38,991	38,927	39,110	39,169
6,781,998	6,799,803	6,812,360	6,814,215	6,788,558	6,773,164	6,773,586	6,763,274
641,325	641,650	639,778	638,708	630,578	617,234	613,201	608,157
1	1	1	1	1	1	1	1
1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
-1,424	-1,424	-1,424	-1,424	-1,424	-1,424	-1,424	-1,424
639,901	640,226	638,354	637,284	629,154	615,810	611,777	606,733
2,951,029	2,853,536	2,877,120	3,002,617	3,427,364	4,133,004	4,986,126	5,945,099
609,492	606,907	604,278	640,136	605,151	605,094	593,493	597,206
3,832,892	3,667,309	3,580,039	3,247,451	2,925,123	2,837,625	2,712,589	2,826,695
3,487,668	3,327,502	3,229,077	2,921,244	2,599,946	2,513,587	2,367,911	2,504,683
326,644	321,227	332,381	307,627	306,597	305,458	326,098	303,431
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0
3,602,487	3,612,859	3,606,023	3,593,237	3,579,739	3,570,627	3,569,424	3,563,108
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,602,487	3,612,859	3,606,023	3,593,237	3,579,739	3,570,627	3,569,424	3,563,108
—	—	—	—	—	—	—	—

区 分		年 度				
		令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （ 決 算 見 込 ）	令和6年度 （ 計 画 ）	令和7年度 （ 計 画 ）	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	2,144,190	3,961,800	2,035,085	2,259,674
		うち 資本費平準化債	750,000	650,000	650,000	400,000
		2. 他 会 計 出 資 金	306,707	305,119	258,175	265,084
		3. 他 会 計 補 助 金				
		4. 他 会 計 負 担 金				
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国（都道府県）補助金	559,937	2,393,966	776,798	1,200,220
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	55			
		8. 工 事 負 担 金	63,394	58,601	51,165	60,541
	9. そ の 他					
	計 (A)	3,074,283	6,719,486	3,121,223	3,785,519	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	3,074,283	6,719,486	3,121,223	3,785,519	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,086,495	5,813,233	2,346,332
うち 職員給与費			99,273	101,361	101,361	101,361
2. 企 業 債 償 還 金			3,637,392	3,743,312	3,617,382	3,619,283
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他						
計 (D)	5,723,887	9,556,545	5,963,714	6,869,507		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		2,649,604	2,837,059	2,842,491	3,083,988	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,404,201	1,408,608	2,342,059	2,344,807
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,120,624	1,142,770	431,781	639,596
		3. 繰 越 工 事 資 金				
		4. そ の 他	124,779	285,681	68,651	99,585
計 (F)	2,649,604	2,837,059	2,842,491	3,083,988		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		41,276,076	41,494,834	39,912,538	38,552,929	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （ 決 算 見 込 ）	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	2,313,023	2,594,388	2,677,244	2,652,414
	うち 基準内繰入金	2,313,023	2,594,388	2,677,244	2,652,414
	うち 基準外繰入金				
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	306,707	305,119	258,175	265,084
	うち 基準内繰入金	306,707	305,119	258,175	265,084
	うち 基準外繰入金				
合 計		2,619,730	2,899,507	2,935,419	2,917,498

(参考) 現金預金・年度末補てん財源

現 金 預 金	1,575,414	1,883,624	2,378,917	2,317,355
補 て ん 財 源	2,491,282	2,720,961	2,969,242	3,011,458

## (収支計画)

(単位：千円)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
2,093,228	1,802,129	1,562,429	1,310,429	1,418,229	1,529,929	1,346,229	1,478,729
300,000							
266,995	272,259	256,863	246,991	211,260	183,531	169,052	146,806
1,274,090	1,225,761	995,722	764,085	870,436	1,007,435	797,083	934,546
60,365	60,365	60,365	60,365	60,365	60,365	60,365	60,365
3,694,678	3,360,514	2,875,379	2,381,870	2,560,290	2,781,260	2,372,729	2,620,445
0	0	0	0	0	0	0	0
3,694,678	3,360,514	2,875,379	2,381,870	2,560,290	2,781,260	2,372,729	2,620,446
3,288,894	3,133,680	2,708,042	2,240,254	2,467,982	2,746,376	2,293,739	2,559,095
101,361	101,361	101,361	101,361	101,361	101,361	101,361	101,361
3,567,622	3,487,668	3,327,502	3,229,077	2,921,244	2,599,946	2,513,587	2,367,911
6,856,516	6,621,348	6,035,544	5,469,331	5,389,226	5,346,322	4,807,326	4,927,006
3,161,838	3,260,834	3,160,165	3,087,461	2,828,936	2,565,062	2,434,597	2,306,560
2,427,091	2,533,139	2,451,370	2,335,997	2,065,067	1,796,559	1,700,450	1,564,437
639,411	639,900	640,227	638,354	637,284	629,155	615,811	611,777
95,336	87,795	68,568	113,110	126,584	139,348	118,336	130,346
3,161,838	3,260,834	3,160,165	3,087,461	2,828,936	2,565,062	2,434,597	2,306,560
37,078,536	35,392,997	33,627,924	31,709,276	30,206,261	29,136,244	27,968,886	27,079,705

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
2,670,592	2,683,518	2,694,217	2,700,997	2,689,017	2,684,629	2,697,260	2,701,283
2,670,592	2,683,518	2,694,217	2,700,997	2,689,017	2,684,629	2,697,260	2,701,283
266,995	272,259	256,863	246,991	211,260	183,531	169,052	146,806
266,995	272,259	256,863	246,991	211,260	183,531	169,052	146,806
2,937,587	2,955,777	2,951,080	2,947,988	2,900,277	2,868,160	2,866,312	2,848,089

2,349,808	2,254,865	2,281,042	2,370,644	2,830,339	3,535,998	4,400,686	5,355,910
3,001,371	2,911,256	2,924,201	3,075,069	3,501,176	4,208,194	5,041,929	6,025,206

区 分		年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	11,760	11,167	10,969	10,770
		(1) 料 金 収 入	11,760	11,167	10,969	10,770
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金				
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(4) そ の 他					
	収 入	2. 営 業 外 収 益	82,548	88,505	79,597	77,824
		(1) 補 助 金	14,824	21,291	17,528	17,307
		他 会 計 補 助 金	14,824	21,291	17,528	17,307
		そ の 他 補 助 金				
		(2) 他 会 計 負 担 金	42,859	41,922	37,550	36,069
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	24,865	25,292	24,519	24,448
		(4) そ の 他				
		収 入 計 (C)	94,308	99,672	90,566	88,594
	支 出	支 出	1. 営 業 費 用	85,508	93,163	87,335
(1) 職 員 給 与 費						
基 本 給						
退 職 給 付 費						
そ の 他						
(2) 経 費		36,517	42,194	38,738	38,274	
動 力 費		1,473	2,206	2,206	2,206	
修 繕 費		4,629	5,720	5,646	5,646	
そ の 他		30,415	34,268	30,886	30,422	
(3) 減 価 償 却 費		48,991	50,969	48,597	48,759	
2. 営 業 外 費 用		7,603	5,428	3,231	1,561	
(1) 支 払 利 息		7,291	4,820	2,687	1,038	
(2) そ の 他		312	608	544	523	
支 出 計 (D)		93,111	98,591	90,566	88,594	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,197	1,081	0	0		
特 別 利 益 (F)		497				
特 別 損 失 (G)	1,197	1,578				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1,197	-1,081				
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)	82,305	83,094	84,790	88,458		
	う ち 未 収 金	4,761	4,656	4,327	4,212	
	流 動 負 債 (K)	69,297	58,229	28,083	16,425	
	う ち 建 設 改 良 費 分	63,559	52,200	22,548	10,956	
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金	5,738	6,029	5,535	5,469		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	11,760	11,167	10,969	10,770		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	11,760	11,167	10,969	10,770		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )	—	—	—	—		



## (収支計画)

(単位：千円、%)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
10,572	10,374	10,176	9,911	9,713	9,515	9,317	9,119
10,572	10,374	10,176	9,911	9,713	9,515	9,317	9,119
81,164	83,354	87,029	93,971	96,511	99,070	104,472	107,116
19,153	18,165	19,978	19,448	18,470	18,275	19,820	18,343
19,153	18,165	19,978	19,448	18,470	18,275	19,820	18,343
37,047	38,838	38,928	44,472	46,366	47,933	50,308	52,735
24,964	26,351	28,123	30,051	31,675	32,862	34,345	36,038
91,736	93,728	97,205	103,882	106,224	108,585	113,789	116,235
90,411	91,866	94,480	100,193	101,658	103,657	108,522	110,653
40,072	38,706	38,243	40,040	38,699	38,236	40,034	38,693
2,206	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206	2,206
5,646	5,646	5,646	5,646	5,646	5,646	5,646	5,646
32,220	30,854	30,391	32,188	30,847	30,384	32,182	30,841
50,339	53,160	56,237	60,153	62,959	65,421	68,488	71,960
1,325	1,862	2,725	3,689	4,566	4,928	5,267	5,582
788	1,298	2,161	3,044	3,894	4,234	4,538	4,817
537	564	564	645	672	694	729	765
91,736	93,728	97,205	103,882	106,224	108,585	113,789	116,235
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
106,770	133,170	146,865	155,977	180,136	203,320	227,163	237,167
4,000	3,929	3,858	3,787	3,716	3,645	3,550	3,479
10,612	11,101	13,000	15,336	17,259	18,702	20,492	21,731
4,887	5,570	7,535	9,615	11,730	13,239	14,772	16,203
5,726	5,530	5,464	5,721	5,530	5,463	5,720	5,529
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0
10,572	10,374	10,176	9,911	9,713	9,515	9,317	9,119
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
10,572	10,374	10,176	9,911	9,713	9,515	9,317	9,119
—	—	—	—	—	—	—	—

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )	( 計 画 )	( 計 画 )
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		4,510			13,700
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金		52,851	38,379	39,403	14,362
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				10,000	28,700
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
	9. そ の 他						
	計 (A)		57,361	38,379	49,403	56,762	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)		57,361	38,379	49,403	56,762	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		4,510		20,286
うち 職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				72,338	63,559	52,200	22,548
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		76,848	63,559	72,486	79,948		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			19,487	25,180	23,083	23,186	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		19,077	25,180	22,148	20,577
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他		410		935	2,609
計 (F)		19,487	25,180	23,083	23,186		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			217,835	154,277	102,077	93,229	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			57,683	63,213	55,078	53,376
	うち 基準内繰入金		42,859	41,922	37,550	36,069	
	うち 基準外繰入金		14,824	21,291	17,528	17,307	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			52,851	38,379	39,403	14,362
	うち 基準内繰入金		2,779	2,890	901		
	うち 基準外繰入金		50,072	35,489	38,502	14,362	
合 計			110,534	101,592	94,481	67,738	

(参考) 現金預金・年度末補てん財源

現 金 預 金	77,588	78,482	80,506	84,290
補 て ん 財 源	24,126	24,623	26,553	30,288

(収支計画)

(単位：千円)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
40,000	52,400	54,400	54,400	29,500	29,500	29,500	29,500
			4,160				
40,000	52,500	67,500	77,500	27,500	27,500	27,500	42,500
80,000	104,900	121,900	136,060	57,000	57,000	57,000	72,000
0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	104,900	121,900	136,060	57,000	57,000	57,000	72,000
80,000	105,000	137,000	157,000	57,000	57,286	57,000	87,000
10,956	4,887	5,570	7,535	9,615	11,730	13,239	14,772
90,956	109,887	142,570	164,535	66,615	69,016	70,239	101,772
10,956	4,987	20,670	28,475	9,615	12,016	13,239	29,772
7,320	214	14,352	21,248	6,933	9,308	10,557	25,727
3,636	4,773	6,318	7,227	2,682	2,708	2,682	4,045
10,956	4,987	20,670	28,475	9,615	12,016	13,239	29,772
122,272	169,786	218,615	265,480	285,365	303,135	319,396	334,124

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
56,200	57,003	58,906	63,920	64,836	66,208	70,127	71,078
37,047	38,838	38,928	44,472	46,366	47,933	50,307	52,735
19,153	18,165	19,978	19,448	18,470	18,275	19,820	18,343
			4,160				
			4,160				
56,200	57,003	58,906	68,080	64,836	66,208	70,127	71,078

102,814	129,285	143,051	152,233	176,464	199,719	223,656	233,731
48,343	74,938	88,700	97,555	121,906	145,156	168,742	178,937

区 分		年 度	令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度 （ 計 画 ）	令和7年度 （ 計 画 ）
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	23,108	22,306	21,741	21,164
		(1) 料 金 収 入	23,108	22,306	21,741	21,164
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金				
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(4) そ の 他					
	収 入	2. 営 業 外 収 益	123,401	133,353	117,444	116,468
		(1) 補 助 金	5,918	21,611	11,900	12,380
		他 会 計 補 助 金	5,918	9,911	11,900	12,380
		そ の 他 補 助 金		11,700		
		(2) 他 会 計 負 担 金	82,868	80,011	75,044	73,591
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	34,606	31,728	30,497	30,494
		(4) そ の 他	9	3	3	3
		収 入 計 (C)	146,509	155,659	139,185	137,632
	支 出	支 出	1. 営 業 費 用	125,754	137,185	123,103
(1) 職 員 給 与 費						
基 本 給						
退 職 給 付 費						
そ の 他						
(2) 経 費		33,416	47,637	36,970	36,880	
動 力 費		8,550	10,901	10,901	10,901	
修 繕 費		3,587	4,373	4,373	4,373	
そ の 他		21,279	32,363	21,696	21,606	
(3) 減 価 償 却 費		92,338	89,548	86,133	86,494	
2. 営 業 外 費 用		20,755	18,441	16,049	14,225	
(1) 支 払 利 息		20,755	18,441	16,049	14,225	
(2) そ の 他						
支 出 計 (D)		146,509	155,626	139,152	137,599	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		0	33	33	33	
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)			33	33	33	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			-33	-33	-33	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
流 動 資 産 (J)	資 産	87,088	89,610	88,947	90,788	
	う ち 未 収 金	6,672	7,707	6,764	6,417	
流 動 負 債 (K)	負 債	140,278	144,778	141,183	138,760	
	う ち 建 設 改 良 費 分	131,664	132,498	131,653	129,253	
	う ち 一 時 借 入 金					
	う ち 未 払 金	8,614	12,280	9,530	9,507	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			—	—	—	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		23,108	22,306	21,742	21,164	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )			—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		23,108	22,306	21,742	21,164	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )			—	—	—	

## (収支計画)

(単位：千円、%)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
20,587	20,010	19,433	18,856	18,291	17,727	17,150	16,573
20,587	20,010	19,433	18,856	18,291	17,727	17,150	16,573
115,178	113,788	112,776	111,649	110,912	110,168	109,924	110,002
13,040	13,519	14,178	14,657	15,319	15,770	16,429	16,908
13,040	13,519	14,178	14,657	15,319	15,770	16,429	16,908
71,643	69,767	68,088	66,474	65,067	63,880	62,990	62,582
30,492	30,499	30,507	30,515	30,523	30,515	30,502	30,509
3	3	3	3	3	3	3	3
135,765	133,798	132,209	130,505	129,203	127,895	127,074	126,575
123,690	123,744	123,979	124,034	124,283	124,290	124,482	124,537
36,970	36,880	36,970	36,880	36,985	36,880	36,970	36,880
10,901	10,901	10,901	10,901	10,901	10,901	10,901	10,901
4,373	4,373	4,373	4,373	4,373	4,373	4,373	4,373
21,696	21,606	21,696	21,606	21,711	21,606	21,696	21,606
86,720	86,864	87,009	87,154	87,298	87,410	87,512	87,657
12,042	10,021	8,197	6,438	4,887	3,572	2,559	2,005
12,042	10,021	8,197	6,438	4,887	3,572	2,559	2,005
135,732	133,765	132,176	130,472	129,170	127,862	127,041	126,542
33	33	33	33	33	33	33	33
33	33	33	33	33	33	33	33
-33	-33	-33	-33	-33	-33	-33	-33
0	0	0	0	0	0	0	0
92,650	94,514	96,492	103,405	120,211	146,256	183,145	229,175
6,273	6,203	6,147	6,074	6,019	5,943	5,881	5,798
127,705	124,304	113,908	100,664	79,894	55,914	33,146	21,524
118,175	114,797	104,378	91,157	70,360	46,407	23,616	12,017
9,530	9,507	9,530	9,507	9,534	9,507	9,530	9,507
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0
20,588	20,010	19,433	18,856	18,291	17,727	17,150	16,573
—	—	—	—	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
20,588	20,010	19,433	18,856	18,291	17,727	17,150	16,573
—	—	—	—	—	—	—	—

区 分		年 度				
		令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （ 決 算 見 込 ）	令和6年度 （ 計 画 ）	令和7年度 （ 計 画 ）	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	4,500	22,000	12,000	9,000
		うち 資本費平準化債				
		2. 他 会 計 出 資 金	73,051	70,667	77,860	76,701
		3. 他 会 計 補 助 金				
		4. 他 会 計 負 担 金				
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国（都道府県）補助金				
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金				
		8. 工 事 負 担 金	1,774	887	887	887
	9. そ の 他					
	計 (A)	79,325	93,554	90,747	86,588	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	79,325	93,554	90,747	86,588	
支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	4,510	22,331	12,370	9,370
		うち 職員給与費				
		2. 企 業 債 償 還 金	129,030	131,664	132,498	131,653
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金				
		5. そ の 他				
計 (D)	133,540	153,995	144,868	141,023		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		54,215	60,441	54,121	54,437	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	53,805	58,411	52,996	53,585
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				
		3. 繰 越 工 事 資 金				
		4. そ の 他	410	2,030	1,125	852
計 (F)	54,215	60,441	54,121	54,437		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		1,089,376	979,712	859,214	736,561	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和4年度 （ 決 算 ）	令和5年度 （ 決 算 見 込 ）	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	88,786	89,922	86,944	85,971
	うち 基準内繰入金	82,868	80,011	75,044	73,591
	うち 基準外繰入金	5,918	9,911	11,900	12,380
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	73,051	70,667	77,860	76,701
	うち 基準内繰入金	51,399	52,267	53,152	54,053
	うち 基準外繰入金	21,652	18,400	24,708	22,648
合 計		161,837	160,589	164,804	162,672

（参考）現金預金・年度末補てん財源

現 金 預 金	80,562	82,044	82,321	84,504
補 て ん 財 源	78,428	77,838	80,479	82,896

(収支計画)

(単位：千円)

令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)	令和13年度 (計画)	令和14年度 (計画)	令和15年度 (計画)
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
74,139	62,973	59,525	53,951	50,437	38,812	25,539	11,797
887	887	887	887	887	887	887	887
83,026	71,860	68,412	62,838	59,324	47,699	34,426	20,684
83,026	71,860	68,412	62,838	59,324	47,699	34,426	20,684
8,370	8,370	8,370	8,370	8,370	8,370	8,370	8,370
129,253	118,175	114,797	104,378	91,157	70,360	46,407	23,616
137,623	126,545	123,167	112,748	99,527	78,730	54,777	31,986
54,597	54,685	54,755	49,910	40,203	31,031	20,351	11,302
53,836	53,924	53,994	49,149	39,442	30,270	19,590	10,541
761	761	761	761	761	761	761	761
54,597	54,685	54,755	49,910	40,203	31,031	20,352	11,302
615,308	505,133	398,336	301,958	218,800	156,440	118,033	102,417

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
84,683	83,286	82,266	81,131	80,386	79,650	79,419	79,490
71,643	69,767	68,088	66,474	65,067	63,880	62,990	62,582
13,040	13,519	14,178	14,657	15,319	15,770	16,429	16,908
74,139	62,973	59,525	53,951	50,437	38,812	25,539	11,797
54,970	55,403	56,000	53,951	50,437	38,812	25,539	11,797
19,169	7,570	3,525					
158,822	146,259	141,791	135,082	130,823	118,462	104,958	91,287

86,507	88,439	90,468	97,450	114,308	140,425	177,373	223,482
85,288	87,730	90,238	97,727	115,060	141,685	179,106	225,712



投資・財政計画における令和6年度～令和8年度の収支から算出した汚水処理費用に対する使用料の原価回収率等を示します。

現在の使用料原価を計算すると、令和6年度から令和8年度までの3年間は現行の使用料で汚水処理費用を回収できるという結果になりました。

### 原価計算表

供用開始年月日 昭和46年11月  
 処理区域内人口 181,234人(R4年度末)  
 計算期間 自 令和6年4月 至 令和8年3月  
 (3年間)

#### 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A) (令和6年度から3年の平均値)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 3,145,837	千円 3,105,145	千円	千円 3,105,145
受託工事収益				0
その他	3,572,047	3,808,566		3,808,566
合計	6,717,884	6,913,711	0	6,913,711

#### 支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A) (令和6年度から3年の平均値)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
維持人件費	千円 95,380	千円 142,387	千円 43,568	千円 98,819
管修繕費	42,226	50,775	16,933	33,842
動力費	105,785	109,021	19,703	89,318
その他	1,455,841	1,663,954	72,124	1,591,830
小計	1,699,232	1,966,137	152,328	1,813,809
支払利息	155,953	532,006	524,143	7,863
減価償却費	1,950,652	2,395,416	1,627,239	768,177
企業債取扱諸費				0
小計	2,106,605	2,927,422	2,151,382	776,040
合計(Y)	3,805,837	4,893,559	2,303,710	2,589,849

資産維持費 ※1 (Z)	※2	245,890
使用料対象経費(Y) + (Z)	※3	2,835,739

$$\text{※4 } (X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \text{ } 110$$

#### <使用料水準についての説明>

- ※1 資産維持費とは、将来にわたり必要な規模で下水道事業を維持できるように、関連する施設の建設、改良、再構築等に充てる費用
- ※2 現在、更新を行っている予算額を増大分の費用と仮定し、直近3年(令和3年度～令和5年度)の予算額の平均で算出。
- ※3 使用料対象経費を使用料でどのくらいで回収できているかを示す。
- ※4 100以上で汚水処理費用を使用料で回収できているため、健全な経営ができている。

## 用語集

## 用語集

用語		用語解説
ウ	ウォーターPPP	水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。
	雨水管理システム	ハード施策（雨水管渠や雨水調整池などの施設整備）のほか、ソフト施策（内水ハザードマップや避難情報提供などの公助）、止水板・土のう設置や避難行動などの市民による自助）を総合的に機能させて、浸水被害を軽減するシステム。
	雨水滞水池	雨水滞水池とは、合流式下水道において合流式下水道越流水（CSO）を発生させないために設けられる、雨水を一時的に溜めておく設備。雨水吐き室の先に設置され、降雨量が増えた際に下水が雨水吐き室の許容量を超えた場合、超過分（合流式下水道越流水）が雨水滞水池に流れ込むように設計されている。
オ	汚水処理原価	有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費用のこと。汚水処理に係るコストを表した指標として用いられる。
	汚水処理費用	汚水維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費など）と汚水資本費（汚水に係る減価償却費及び企業債利息等）の両方を含めた汚水処理に要した費用。
	汚泥	終末処理場での沈殿（沈でん）処理の工程で、除去された濁りなどの不純物を集めた泥状物質の総称。
カ	改築	対象施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	合併処理浄化槽	⇒「(シ) 浄化槽」参照。
	管渠（かんきょ）	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた管渠）と開渠（地上部から見える水路等）に区分される。
	幹線	下水排除施設の骨格をなす管路。
	管路	管渠、マンホール、枺、取付け管等の総称。
キ	企業債	下水道事業における建設改良費等の財源に充てるため、地方公共団体が借入れする地方債のこと。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

## 用語集

用語		用語解説
キ	業務継続計画	大規模災害時の応急業務や優先度の高い通常業務等をあらかじめ特定するとともに、業務継続のために必要な執行体制等を明確にすることで、被災した場合でも迅速かつ的確に対応することを目的として作成した計画。
ケ	経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等の妥当性を評価することが可能。
	下水熱	下水の水温は大気に比べ、年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特質があり、都市内に豊富に存在している。この下水水温と大気温の差（温度差エネルギー）を活用するもの。省エネ・省CO <sub>2</sub> 効果が発揮される。
	減価償却費	固定資産の使用による消耗など価値の減少分を表すと同時に、将来に向けて資産を更新しながら保持するための必要な財源（補てん財源）を確保するために毎年発生させる会計上の費用のこと。また、固定資産の帳簿原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。
	減災	被災時の被害最小化を図るための対策。復旧資材の確保や仮設沈殿・消毒池の設置場所確保、マンホールトイレの設置等があげられる。
	建設改良費	経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備等、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、資本的支出（4条支出）として計上される。
コ	広域化・共同化	複数の市町村等の枠を超えて、施設や処理地域の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などをすることで、効率的な運営を行うこと。
	公共下水道（事業）	主として市街地における下水を排除し、または終末処理場で下水を処理するもの。都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする。なお、処理区域内に終末処理場を有するものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続する処理区域のものを流域関連公共下水道という。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域、及びこれに接続する水路のこと。

## 用語集

用語		用語解説
コ	更新	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。(対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という。)
	合流改善事業	合流式下水道では、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま河川等に放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観に影響を及ぼすことから、雨水滞水池の設置により未処理下水の放流を抑えるなどの対策を行う事業のこと。
	合流式	汚水、雨水を分離することなく、同一の管渠で排除する方式。
サ	再生可能エネルギー	有限で枯渇の恐れがある化石エネルギーに対し、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。下水道でいう下水熱のほか、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。
	財務諸表	企業の一会計期間における経営成績を明らかにする損益計算書や一定の時点における保有するすべての資産・負債・資本を表す貸借対照表等のこと。財務諸表を活用した経営分析により客観的な状況を把握できるなど、より質の高い経営に繋げることができる。
シ	市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の1つで、「すでに市街地を形成している区域または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
	事業計画	全体計画(基本計画)を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。5~7年間で財政、執行能力などの点で実現可能な計画を策定する。
	資本費平準化債	管渠の布設を例とした場合、減価償却費による補てん財源が発生する期間(50年)に対して、建設財源として借入れた企業債の償還期間(30年)が短く企業債償還の財源が不足するため、その差分について借入れが認められる企業債のこと。
	修繕	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、小規模な取り替え等により修復すること。

## 用語集

用語		用語解説
シ	終末処理場	下水を最終的に処理して河川、海域等の公共用水域へ放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう（下水道法第2条第6号）。処理施設の例として、スクリーン、沈砂池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、消毒設備などの水処理施設、及び濃縮タンク、脱水設備などの汚泥処理施設があげられる。終末処理場からの放流水は水質汚濁防止法により排水基準の適用を受ける。
	浄化槽	し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別に処理するための施設。し尿のみを処理する単独処理方式とし尿と生活雑排水を処理する合併処理方式とがある。平成13年以降は単独処理浄化槽の新設が禁止されており、現在、浄化槽は合併処理浄化槽を指す。
	処理区	汚水の処理区域を処理場ごとに分割したものを処理区といい、その処理区の1つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。
	処理区域	下水道の整備対象とする区域であり、下水を処理場で処理する区域のこと。
	処理場	⇒「(シ) 終末処理場」参照。
ス	水洗化人口	下水道整備済み区域内で下水道に接続して汚水を処理している人口。
	水洗化率	下水道整備済み区域内で下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。
	ストックマネジメント（手法）	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
セ	全体計画	下水道における全体計画（基本計画）はその地域の下水道のあり方を示すもので、概ね20年先の将来を想定して策定される。また、これを基に、5～7年間で達成可能な事業量について事業計画（事業認可）を立案し、順次、事業を進めていく。
タ	耐震化	強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。
	耐用年数	減価償却資産が使用に耐える年数で、下水道施設の標準的な耐用年数は、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で概ね50年、機械・電気設備で概ね10～30年とされている。

## 用語集

用語		用語解説
タ	単独公共下水道	⇒「(コ) 公共下水道 (事業)」参照。
チ	長寿命化	改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。管渠においては管渠の内側に補強材を張り付けるライニング等の更生工法のことをいう。
ト	特定環境保全公共下水道 (事業)	下水道のうち、市街化区域以外の区域で、国立公園等における湖沼・ダム湖周辺地域などの水質保全上特に必要な地区で行われる事業。
	都市計画	都市における生産、居住などの諸機能を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、上下水道等の都市施設を総合的に計画すること。
ナ	内水ハザードマップ	雨水管渠や主要な排水施設の排水能力・布設状況から内水による浸水（集中豪雨などによる雨水を河川へ排出し切れずに発生する浸水）が起こる箇所を想定したもの。また、これをもとに避難情報の提供など防災意識を高めることで、防災・減災を図ることを目的としたもの。
ノ	農業集落排水 (事業)	農業振興地域におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
	農業集落排水 (処理) 施設	農業集落排水事業を行うために整備された施設のこと。
ハ	バイオマス	エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性資源のことで、化石資源を除いたもの。下水汚泥や生ごみ、剪定廃材、家畜排泄物などがあげられる。
ヒ	非適	⇒「(ホ) 法適」参照。
フ	普及率	行政人口のうち、下水道が利用できる地域の人口の割合。
	福島市汚水処理施設整備等長期計画	「福島市汚水処理施設整備基本構想」に基づき、より効率的な汚水処理施設の整備・管理運営を、適切な役割分担のもと計画的に実施していくため策定するもの。
	福島市下水道ビジョン	『福島市総合計画』に示される基本構想の重点施策としての「環境にやさしい美しいまちづくりの推進」を実現するため、下水道サービス維持・向上を目指し、下水道事業のあり方や今後の進むべき方向を明らかにするもの。 (平成 27 年 7 月作成)



## 用語集


用語		用語解説
ホ	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	防災	災害の発生機構を明らかにし、人命及び財産の安全を図ることを目的として対策を行うことの総称。下水道の地震対策では、強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強したり、管渠やマンホールが破損したり浮上・沈下しないよう、施設や管路の耐震化を図ることを指す。
	法適	下水道事業に地方公営企業法を任意で適用することで、経営成績、財務状態の把握や企業経営の弾力化、職員の身分上の取り扱いなど公営企業の特色を生かした事業運営が可能となる。地方公営企業法の任意適用していることを「法適」といい、このうち法のすべてを適用しているものを「全部適用」、財務規定などの一部に適用しているものを「一部適用」という。また、法の適用をしていないものを「非適」という。
	補てん財源	将来に向けて資産を更新しながら保持するために必要な財源のことであり、減価償却費により企業内部に発生したものや事業運営による利益などのことをいう。建設改良費や企業債の元金償還の財源として使われる。
	(下水熱) ポテンシャルマップ	下水熱を利用するために都市内に張り巡らされた污水管渠における下水の流量を推計して、下水熱として利用できるエネルギー量を地図上にまとめ上げたもの。
	ポンプ場	下水などをポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む施設。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。
マ	マンホールポンプ	マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設。マンホール構造のポンプ槽と水中ポンプで構成され、スクリーン、沈砂池、建築家屋を省略して簡素化したもの。
コ	有収水量	終末処理場で処理した污水のうち使用料の対象となった水量のこと。
リ	流域関連公共下水道	⇒「(コ) 公共下水道(事業)」参照。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。

## 用語集

用語		用語解説
□	ローリング方式	実績と計画との乖離を評価しつつ計画の見直しを行い、経済情勢や財政状態に応じて修正を加えていく方式のこと。
P	PDCAサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善）の4段階のサイクルのことで、最後のActionを次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ）させて、継続的に業務改善を行う手法。
	PFI	公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
	PPP	官民が連携して、公共サービスの提供を行う計画のこと。（パブリック・プライベート・パートナーシップ）



---

 福島市下水道事業経営戦略

令和6年3月発行

編集・発行 都市政策部下水道室（下水道総務課）

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3789（直通）

FAX 024-534-8228

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

E-mail [ge-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:ge-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp)

---